

東京証券取引所 ETN上場の手引き 第16版

TSE ETN New Listing Guidebook ver. 16

株式会社東京証券取引所

東京証券取引所 ETN上場の手引き [ご利用にあたって]

- ・この「東京証券取引所 ETN上場の手引き」は、国内外の法人・ビークルが海外発行するETN (Exchange Traded Note) について、有価証券信託受益証券 (JDR) スキームを活用して、東京証券取引所に上場するにあたっての、上場審査、適時開示及び上場廃止等の基準や手続き等の概要を説明するものです。
 - ※ ETNの上場制度、上場審査基準、適時開示基準及び上場廃止基準等の詳細につきましては、有価証券上場規程第4編第4章「ETN(第941条~第956条)」等をご確認ください。
- ・この手引きでは、ETNを信託財産(受託有価証券)とするJDRを上場申請する場合における制度の概要について説明しています。なお、この手引きでは、「ETNJDR」を、基本的に「ETNを信託財産(受託有価証券)とするJDR」のことをいい、「ETN」は、基本的に「JDRの信託財産(受託有価証券)となっている原券ETN」をいいます。
- ・本手引きで示す信託契約の内容などは、例示の一つとして示しているものであり、例示以外の内容で信託 契約などが締結されている場合であっても、必ずしも上場審査基準に適合していないと判断されるもので はありません。
- ・ただし、この手引きに例示されている信託契約の内容などについては、信託銀行、金融商品取引業者(証券会社)、証券保管振替機構、その他の専門家など関係者の間での検討が行われたものであり、関係者の間で共通の理解がされているものです。したがって、この手引きの例示以外の内容で信託契約などが締結されている場合、上場審査上、追加的にご説明いただく必要や、関係者との間で事前に実務上の調整が生じる可能性があります。
- ・ETNは、本国等(組成国、ETNが上場又は継続的に取引されている外国金融商品取引所等の所在する 国又は地域をいいます。)の法制度、実務慣行等によって、組成方法やディスクロージャーの内容等が異 なることがあります。そのため、上場審査基準など上場規則の適用に際しては、本国等の法制度、実務慣 行等を勘案することとしています。
- ※「外国株券」又は「外国ETF」を信託財産(受託有価証券)とするJDRの上場については、上場制度 が異なりますので、別途ご相談下さい。

○凡例

金商法・・・・・・・・・金融商品取引法

施行令・・・・・・・・・金融商品取引法施行令

開示府令・・・・・・・・企業内容等の開示に関する内閣府令

定義府令・・・・・・・・・金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令

監査証明府令・・・・・・・財務諸表等の監査証明に関する内閣府令

信託法・・・・・・・・信託法

投信法・・・・・・・・・・・・・・・投資信託及び投資法人に関する法律

投信法施行令・・・・・・・・・・・・投資信託及び投資法人に関する法律施行令 投信法施行規則・・・・・・・・投資信託及び投資法人に関する法律施行規則

振替法・・・・・・・・・・・・・社債、株式等の振替に関する法律

東証・・・・・・・・・・・・・株式会社東京証券取引所 上場規程・・・・・・・・・・・(東証)有価証券上場規程

施行規則・・・・・・・・・・・・・(東証)有価証券上場規程施行規則

上場規則・・・・・・・・・・・・・・・(東証)有価証券上場規程及び有価証券上場規程施行規則の総称

東京証券取引所 ETN上場の手引き

〔目次〕

第1草 上	·場対象となる有価証券	4
第2章 上	· 場審 査	7
2-1.	上場までのスケジュール	7
2-2.	上場までの諸手続	8
(1)	上場に向けた事前相談・事前連絡	8
(2)	新規上場申請	9
(3)	上場審査	10
(4)	上場承認	10
(5)	情報開示	10
2-3.	上場審査の内容	11
(1)	上場審査基準一覧	12
(2)	指標の適格性に関する上場審査	19
【レバ	「レッジ型・インバース型指標以外の指標 】(上場規程第上場規程 945 条 1 項 3 号 b (a))	19
【レバ	「レッジ型・インバース型指標 】(上場規程第上場規程 945 条 1 項 3 号 b (b))	21
2-4.	上場申請書類	24
第3章 開	示・提出書類	29
3-1.	法定開示	29
3-2.	適時開示	29
3-3.	情報提供	36
3-4.	提出書類	41
3-5.	その他	44
(1)	収益分配金又は信託財産に係る給付金の見込額の確定	44
(2)	収益分配金若しくは分配金又は信託財産に係る給付金の確定	44
(3)	権利確定のための期間又は期日の届出	44
(4)	所有者に重大な影響を与える本国等の法令等の変更	44
第4章 上	場廃止	45
第5章 上	場に関する料金	51
5 - 1.	上場審査料	51
5-2.	新規上場料	51
5-3 .	追加信託時の追加上場料	52
5 - 4 .	年間上場料	52
第6章 J	DRの信託契約及びその他の契約の概要	54
6 −1.	JDRの信託契約の概要(例示)	54
6-2.	その他の契約の概要(例示)	57
第7章 各	種フロー	58
(1)	追加設定	58
(2)	一部転換	58
(3)	終了	59
	買取請求·償還請求	
第8章 そ	-の他	61
	サポート・メンバー制度について	
	売買等の取扱い	
8-3.	証券保管振替機構(JASDEC)における取扱いと手続き	67

第1章 上場対象となる有価証券

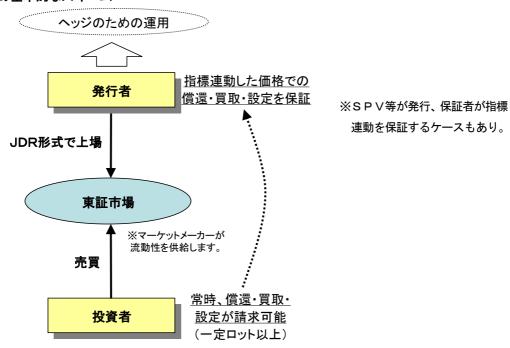
上場対象となる有価証券は、ETNを信託財産(受託有価証券)とするJDRです。

施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券(JDR)のうち、信託財産(受託有価証券)がETNであるものをいいます。

(ETNとは)

ETNとは、Exchange Traded Note の略で、外国で発行された法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の社債券の性質を有するもの(外国社債券)であって、当該有価証券の償還価額が特定の指標(金融商品市場における相場その他の指標をいいます。)に連動することを目的とするものをいいます¹。

○ETNの基本的なスキーム



※ 基本的なスキームを記したものであり、この他のスキームでの発行・上場も可能です。

○東証の上場対象となるETNの特徴

- ・株価指数、商品指数、商品価格等の特定の指標に連動するETFと同様の商品性を有します。
- ・金融機関が直接又は特別目的ビークル(SPV)を用いて発行する証券(外国社債券)となります。
- 償還価額が特定の指標に連動することを発行体などの金融機関が保証するものです。
- ・受益者(証券の所有者)は、発行体などの金融機関に対して、特定指標に連動する価額での償還²・買取³を常時請求することができるものです。

(償還請求単位・買取請求単位は個別のETNごとに異なります。)

上記の特徴を持ったETNを信託財産とするJDRが上場対象となります。

¹ 欧州等において「Listed Certificates」と称される証券についても含まれます。

² 償還とは、一般に債券の償還期限が到来して償還金が所有者に支払われることをいいますが、ETNは、償還期限の到来による償還とは別に、指数に連動した価格での償還金の支払を発行体に請求することができる商品です。

³ 買取とは、ETNを信託財産とするJDRについて、JDR委託者が指数に連動した価格でJDRを所有者から買い取ることをいいます。

(JDRとは)

JDRとは、Japanese Depositary Receiptの略で、信託法に基づく受益証券発行信託の仕組みを用いて、外国の有価証券を日本国内で流通させるためのスキームのことをいいます。

○ J D R: Japanese Depositary Receipt の概要

- ・JDR (Japanese Depositary Receipt) とは、外国有価証券を信託財産(受託有価証券)として日本 国内で発行される受益証券発行信託の受益証券⁴であり、金商法上、「有価証券信託受益証券」と定義 されています。
- ・海外で発行された有価証券を日本国内で円滑に流通を図るための仕組みであり、日本国内の投資者は、 国内の株式と同様に売買することが可能となります。

(「日本型預託証券」や「日本版預託証券」などとも呼ばれています。正確には、「預託証券」ではな く、「受益証券」に該当します。)

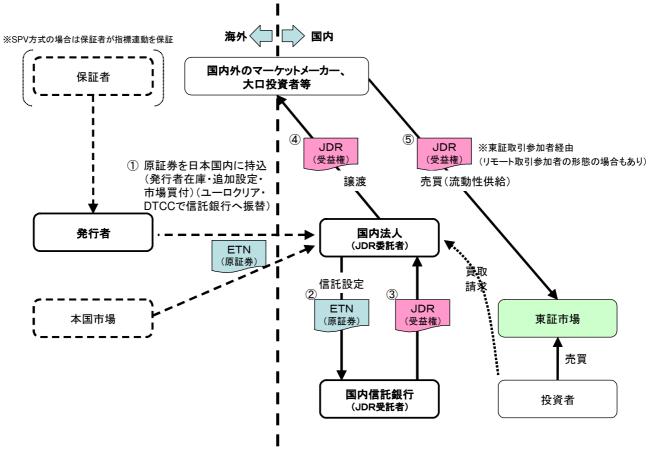
- ・2007年9月の金商法改正に伴い導入され、東証では、同年11月より外国株式及び外国ETFを対象とするJDRの上場制度を整備しました。その後、外国商品現物型ETFを対象とするJDRや、本手引きのETNを対象とするJDRの上場制度を整備するなど、東証では、JDRスキームを活用することによる、多様な外国有価証券の国内上場を進めています。
- ※預託証券(DR)は、欧米の証券市場において発達し、米国で発行されるものはADR(American Depositary Receipt)、米国外(主として欧州)で発行されるものはGDR(Global Depositary Receipt)と呼ばれ、活発に取引がなされています。

ADRやGDRなどの欧米の預託証券は、自国における規制など様々な理由から、有価証券そのものを他国の金融商品取引所に上場できない又は売買・決済の利便性を向上させたい外国の会社が、欧米の証券市場で資金調達を行う際に利用されています。

- ※ J D R は、預託契約に基づき発行される A D R や G D R とは異なり、日本の信託法に基づき発行されます。したがって、J D R の受益者は信託法に基づく保護の対象となり、受託者は信託法上の規制を受けることとなります。 A D R や G D R とは、この点が異なりますのでご留意ください。
- ※ J D R への投資には、その発行体が発行する有価証券を直接取得した場合と同様のリスクが存在することになり、受託者となる信託銀行等が信用の補完を行うものではありません。また、J D R の所有者は、信託を通じてその発行会社の有価証券を間接的に所有しているため、当該有価証券を直接所有している場合と全く同一の権利を行使できない場合もあります。

⁴ 金商法第2条第1項第14号、施行令第2条の3第3号に規定されています。

○JDRを活用したETNの日本国内への上場スキーム(例)



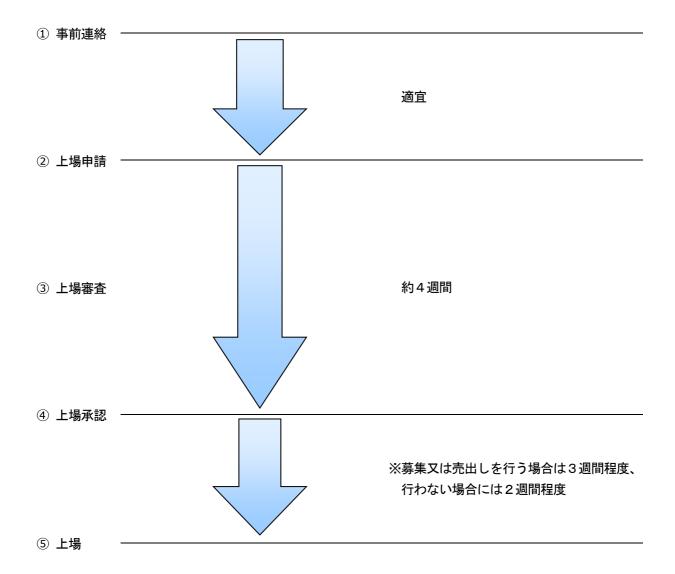
- ※ 基本的なスキームを記したものであり、この他のスキームでの発行・上場も可能です。
- ※ JDRの証券は発行されず、全て電子化(振替受益権)されています。

第2章 上場審査

2-1. 上場までのスケジュール

上場までの標準的なスケジュールは以下のとおりです。

ただし、個々の銘柄ごとに上場審査に要する期間は異なりますので、必ずしも以下のスケジュールのと おりとならない場合がある点、ご注意ください。



2-2. 上場までの諸手続

(1) 上場に向けた事前相談・事前連絡

a. 事前相談

ETNJDRの上場を検討されている場合、東証の上場推進部までご相談ください。 本手引きに記載されている内容をはじめ、ETNJDR上場までのお手伝いをさせていただきます。

b. 事前連絡

ETNJDRの上場申請を行うことを予定している場合、上場申請に先立って、以下に掲げる事項を可能な範囲で事前にご連絡ください(事前連絡は必須ではありませんが、上場審査をスムーズに進める観点からお願いするものです。)。

なお、「有価証券新規上場申請書」のドラフトを用いてご説明いただくことも可能です。

[事前連絡事項]

前連絡事項]	
連絡事項	内 容
○発行者・保証者の概要	・ETNを発行する発行者(保証者がいる場合は、保証者を含む。)につい
	て、以下の事項をご説明ください。
	• 会社概要
	・登録金融機関・金融商品取引業者等への認可・届出状況
	- 財務状況
	・信用格付けの状況 等
○上場申請銘柄の概要	・上場申請を予定しているETNJDRについて、以下の事項をご説明く
	ださい。
	• 商品概要(償還期限、保証状況等)
	• 既上場取引所
	・発行額 等
	※商品概要は、既存の発行プログラムや発行要綱等をご提出いただいても
	結構です。
	※上場申請を予定しているETNの組成国について、既に東証に上場して
	いるETNJDRにおいて実績がない場合、当該組成国における発行プ
	ログラム(MTN(Medium-Term Note)プログラムなど)の詳細を確認
	させていただく場合があります。
○連動対象となる指標の概	・上場申請を予定しているETNJDRの連動対象となる指標の概要につ
要	いて、以下の事項をご説明ください。
	・指標の名称
	・指標算出者の名称・概要
	・指標の算出方法・構成銘柄 等
	※指標算出者が作成する指標の算出要領や説明資料を用いてご説明いただ
	いてでも結構です。
○予定する事務体制の概要	・上場申請を予定しているETNJDRの事務体制の概要について、以下
	の事項をご説明ください。
	・ETNJDRの受託者となる信託銀行の概要
	・現地保管機関の口座の状況・事務フローの概要
	・ETNJDRの委託者となる証券会社の概要

連絡事項	内 容
	・新規発行・追加発行に係るスキーム・事務フローの概要
	・ETNJDRの買取に係るスキーム・事務フローの概要
	・ETNの償還に係るスキーム・事務フローの概要
	※事前連絡時点で、ご説明いただける範囲で結構です。

(2) 新規上場申請

上場承認予定日から起算して、一般に、4週間前の日が上場申請日となります。

上場申請日には、有価証券新規上場申請書のほか、各種上場申請書類(後掲「2-4.上場申請書類」 参照)を提出してください。

なお、上場申請日は、上場承認予定日のほか有価証券届出書・有価証券報告書の印刷時期や、祝祭日の有無などを考慮し、関係者との十分な調整のうえ設定するようにしてください。

また、同じ発行プログラム等を使用し連動対象指標のみが異なる銘柄の上場申請を行う場合や、連動対象指標が既に東証に上場されているETF・ETNの連動対象指標と同様の銘柄の上場申請を行う場合には、内容によっては審査期間が短縮されることがあります。

○ETNの新規上場申請者

上場申請は、ETNJDRの発行者が行います。

(※) 既上場ETNJDRの発行者(保証者)の新設合併又は新設分割により上場廃止となり、再度新会社が発行を予定するETNについて上場申請を行う場合には、当該新設会社の設立前においても、発行者(保証者)の株主総会の決議後に限り申請することができます。この場合の上場申請は、既上場ETNJDRの発行者(保証者)が行うものとします。

[ETNの関係者]

関係者	上場申請者	内 容		
発行者	該当	・ETNJDRの信託財産(受託有価証券)となるETNの発行者のこと		
		をいいます 。		
		※信託法上の発行者は、JDRの受託者(信託銀行)となりますが、上場		
		制度上は、JDRの信託財産(受託有価証券)となるETNの発行者の		
		ことをいいます。		
委託者	_	・JDRの信託委託者をいいます。		
		一般に、金融商品取引業者が行うことが想定されます。		
受託者	_	・JDRの信託受託者のことをいいます。		
		一般に、信託銀行が行うことが想定されます。		
保証者	_	・JDRの信託財産(受託有価証券)となるETNの債務保証を行う者が		
		いる場合、当該保証を行っている者のことをいいます。		
		・保証者は、当該ETNの債務の支払い、その他投資者保護上必要かつ適		
		当と認められるものについての保証を行う者のことをいいます。		
		※発行者自らが償還の保証を行う場合は除きます。		
サポートメ	_	・上場後のETNJDRの円滑な流通の確保に努める東証の取引参加者(金		

関係者	上場申請者	内 容		
ンバー		融商品取引業者)のことをいいます。		
		※詳細は、後掲「8-1 サポート・メンバー制度について」をご覧ください。		

○代理人等

ETNJDRの発行者は、上場申請時点までに、日本における代理人等を選定する必要があります。 代理人等は、具体的には、適時開示資料のTDnet登録や東証への提出書類の提出等を行います。

代理人等の要件は以下のとおりです。

・本邦内に住所又は居所を有する者であって、東証との関係において一切の行為につき代理又は代表する権限を有する者であること。

(原則として、発行者の役職員。役職員からの選定が困難な場合には、東証が適当と認める者(例えば弁護士等)。)

- ※本邦内とは、東京都内又は東証が適当と認める場所のことをいいます。
- ※代理人等とは、代理人又は代表者のことをいいます。
- ※ETNJDRの発行者が東証上場会社の場合は別途代理人等を設ける必要はありません。
- ※代理人等の選定や変更を行った場合は、代理権又は代表権の付与を証する書面を速やかに東証に提出してください。

(3) 上場審査

上場審査の内容は、後掲「2-3. 上場審査の内容」をご参照ください。

(4) 上場承認

上場審査が終了し、上場承認される場合、東証のホームページを通じて公表するとともに、報道機関などに対して上場承認を発表します。上場承認から新規上場日までの間に、東証上場部の担当者から、適時開示の代理人や実務担当者の方に、適時開示の実務などについて説明が行われます。

(5)情報開示

新規上場後は、東証の上場規則や要請等に基づき、適時適切に情報開示を行うことが求められます。 投資者の視点に立った、迅速、正確かつ公平な情報開示を行うようにしてください。

2-3. 上場審査の内容

上場審査は、主に、以下の上場申請書類に記載された内容を確認します(申請書類の詳細は、後掲「2 -4 上場申請書類」をご覧ください。)。

なお、より適切な記載が望まれる事項がある場合には、修正をお願いする場合があります。

а	有価証券新規上場申請書
b	新規上場申請に係る宣誓書
С	指標に関する書類一式
d	新規上場申請銘柄に係る確認事項を記載した書類 : 新規上場申請銘柄の上場後の円滑な流通が確保される見込み
е	原券ETNの発行契約書、発行プログラム、これらに類する書類、信託契約
f	保証関係書類 :有第944条第3項の規定により保証者が確約した書面、保証内容を表す書面等 ※保証者が存在する場合にのみ提出してください。
g	有価証券届出書、有価証券報告書
h	ETN信託受益証券概要書 : 新規上場申請銘柄の権利の内容等を記載した書面(商品概要書)

(1) 上場審査基準一覧

上場審査基準は、以下のとおりです。

[発行者・保証者に関する基準]

ETNJDRの発行者が次のaからeまでに適合していること

(※) 保証者が存在する場合は、保証者が次の a から e までに適合し、かつ、当該発行者が c から e までに適合していること。この場合において、 b 中「新規上場申請に係るETNJDRの発行者」とあるのは「新規上場申請に係るETNJDRの発行者又は保証者」と読み替える。)

項目	審査内容	根拠規定	備考
資格要件	a 登録金融機関若しくは金融商品取引業 者であること。	上場規程 945 条 1 項 1 号 a 施行 規則 939 条 1 項	・「登録金融機関」とは金商法第2条第11項に規定する登録金融機関のことをいいます(以下同じ。)。 ・「金融商品取引業者」とは法第2条第9項に規定する金融商品取引業者のうち、金商法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業者のことをいいます(以下同じ。)。 ・外国においてこれらに相当する者であることも含みます。 ・施行規則で定める者とは、 ①登録金融機関、②金融商品取引業者、③これらに相当する者の持株会社又は外国持株会社であって、3の者の経営管理を主たる目的として事業を行っている会社(金融持株会社)のことをいいます。
事業継続年数	b 新規上場申請日の直前事業年度の末日 から起算して3年前より前から継続的に 事業活動をしていること。	上場規程 945 条 1 項 1 号 b	・新設合併、株式移転又は新設分割に よって設立された会社が新規上場 申請に係るETNJDRの発行者 となる場合にあっては、その設立前 から継続的に事業活動をしており、 新規上場申請日の直前事業年度の 末日において3年を経過している ことでも結構です。
虚偽記載	c 最近2年間に終了した事業年度等に係る有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。	上場規程 945 条 1 項 1 号 c. 施行 規則 939 条 2 項	・「最近」の計算は、有価証券報告書等に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度の末日を起算日として遡ります。 ・半期報告書を含みます。 ・ただし、次のいずれかの場合は本基準は適用しません。 (1)新規上場申請に係るETN信託受益証券の発行者が同号 c に規定する有価証券報告書等を作成していない場合であって、当該有価証券報告書等に代わる書面をもって同号 c の審査に準じた審査が可能であると東証が認めるとき (2)その他東証が適当と認める場合

項目	審査内容	根拠規定	備考
監査意見等	d 最近2年間に終了した事業年度等の監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。	上場規程 945 条 1 項 1号 d、施 行規則 939 条 3 項	・最近名事業年に添ける事業年度及び連結会ものをいずる。 ・ただは適用をのようには、 ・ただは適性をでは、 ・ただは適性をでいて、 ・ただは適性をでは、 ・ただは適性をでは、 ・ただは適性をでは、 ・ただは適性をでは、 ・ただは適性をでは、 ・ただは適性をでは、 ・ただは適性をでは、 ・ただは適性をでは、 ・ただは適性をでは、 ・のででで、 ・のでは、 ・のでででは、 ・のでででは、 ・のでは、 ・のでででは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでででは、 ・のででは、 ・のでは、 ・のでででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のでででは、 ・のででは、 ・のでででは、 ・のでででは、 ・のでででは、 ・のでででは、 ・のでででは、 ・のででででは、 ・のでででででででででは、 ・のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで
	e 最近1年間に終了した事業年度等の監査報告書又は中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。	上場規程 945 条 1 項 1号 e、施 行規則 939 条 4 項	・ただし、次のいずれかの場合は本基準は適用しません。 (1)監査報告書(直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)、中報告書において、継続企業の前提に関するとは期中レビュー報告書を除外事項若しくは理由とし意見」、「中間財務諸表等が有用な情報についての事項のお計算を表示している語彙が表現している語彙が表現している記彙計算を対して、公認会計工等の「限定の結論」が記載されての事項のみを理由として、公認会計工等の「限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合 (2)同号eに規定する財務諸表等、中間財務諸表等に監査報告書、以は、に、に、は、に、に、は、に、は、に、は、に、は、に、は、に、は、に、は、

項目	審査内容	根拠規定	備考
			って、当該監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書に代わる書面をもって同号eの審査に準じた審査が可能であると東証が認めるとき (3)その他東証が適当と認める場合

〔財務状況等に関する基準〕

ETNJDRの発行者(保証者が存在する場合は、保証者)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日において次のaからcまでに適合していること。

項目	審査内容	根拠規定	備考
純資産額等	a 純資産の額 (純財産額) が 5,000 億円以 上であること	上場規程 945 条 1 項 2 号 a. 施行 規則 939 条 4 項	・本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、新規上場申請日の直前事業年度の末日以前3年間の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は新規上場申請日の直前事業年度の末日における同中値により行うものとします。
自己資本比率等	b 次の(a)から(e)までの区分に従い、当該(a)から(e)までに適合すること。 (a) 国際統一基準行等 次のイからいまでに適合すること。 イ 普通株式等Tier1比率(農林中央金庫にあっては、普通出資等Tier1比率が6%を上回っていること。 ロ Tier1比率が6%を上回っていること。 (b) 国際統一基準行等及び保険会社以外の登録金融機関自己資本比率が8%を上回っていること。 (c) 保険会社ソルベンシー・マージン比率が400%を上回っていること。 (d)金融商品取引業者自己のこと。 (d)金融商本規制比率が200%を上回っていること。 (e)(a)から前(d)までに掲げる者以外の者(a)から前(d)までに掲げる者以外の者(a)かの者(a)までに定める基準に相当する財務の健全性を示すいること。	上場規程 945 条 1 項 2 号 b	・国際統一基準行等とは、銀行がその名別規定に基づき、銀行がその保有する資産等に関いてある。 本の充実の状況があの基準(第18年金融)がを判断するための基準(第19号)がを判断するための基準(第19号)が表第19号の2に規定する国際統一基準行為。 10号の2に規定する国際統一、世界、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大
信用格付	c 信用格付業者又は特定関係法人により A一格(シングルAマイナス)以上の格付 が付与されているものであること。	上場規程 945 条 1 項 2 号 c	・A一格(シングルAマイナス)に相 当すると認められるものを含みま す。

項目	審査内容	根拠規定	備考
			・特定関係法人とは、信用格付業者の
			関係法人であって、金融庁長官が当
			該関係法人による信用格付業の業
			務の内容及び方法、信用格付に関す
			る情報の公表状況その他の事情を
			勘案して、有効期間を定めて指定し
			た者のことをいいます(以下同
			じ。)。信用格付業者の外国における
			親法人等が該当するケースが一般
			的です。
			・格付基準は、各信用格付業者等によ
			って異なるため、各社の格付け方針
			等を勘案して判断します。一般的に
			A格は、高い信用力と高い債務履行
			の確実性が認められる場合に付与
			され、「+」又は「-」の符号はそ
			の相対的な位置のことをいいます。
			・複数格付が付与されている場合は、
			最も良い格付で判断します。

〔上場申請銘柄に関する基準〕

次のaからkまでに適合していること。

	アクドまでに辿ってていること。		144.
項目	審査内容	根拠規定	備考
発行プログラム	a 発行契約書若しくは発行プログラム若	上場規程 945 条	・「償還請求に5営業日を上回らない
等	しくはこれらに類する書類又は新規上場	1項3号a、上場	期間ごとに応じる」とは、5営業日
	申請銘柄に係る信託契約に次の(a)から	規程 945 条 1 項	に1回は請求を受け付けることを
	(c)までの内容が記載されていること。	3号aの2	意味するものです。
			・償還請求・買取請求に応じる「一定
	(a)当該ETNを所有している者からの一		の数量」とは、上場時において流通
	定の数量又は金額以上の償還請求に5		する口数以下であることが求めら
	営業日を上回らない期間ごとに応じる		れます。
	旨		
	(b)ETNJDR新規上場申請銘柄を所有		
	している者からの一定の数量又は金額		
	以上の買取請求に5営業日を上回らな		
	い期間ごとに応じる旨		
	 (c)償還価額及び買取価額が特定の指標に		
	基づき計算される旨		
	 aの2 発行契約書若しくは発行プログラ		
	ム若しくはこれらに類する書類又は新規		
	上場申請銘柄に係る信託契約に特定の指		
	標又は償還価額若しくは買取価額の変動		
	を条件に当該新規上場申請銘柄に係る受		
	託有価証券であるETNの繰上償還を行		
	う旨又は信託契約を解約する旨の記載		
	(特定の指標又は償還価額若しくは買取		
	価額が正でなくなった場合にETNの繰		
	上償還を行う旨又は信託契約を解約する		
	旨の記載その他の当取引所が適当と認め		
	る記載を除く。)がないこと。		
	つ口袋で防べっ/ ねいみいこと。		
 指標	 b 新規上場申請銘柄に係る指標が、次の		・各基準は指標連動のための運用に関
11177	(a)及び(b)に掲げる区分に従い、当		連する部分を除き、ETFにおける
	(a)及び(B)に拘りる位力に促い、ヨ	1 43 万 D	圧りの叩刀で味る、LIFにありる

項目	審査内容	 根拠規定	備考
, ,	該(a)又は(b)に適合すること。		適格指標の要件を準用しています。
			・指標の適格性に関する詳細や提出書
	(a)レバレッジ型・インバース型指標以外		類は後掲「(2) 指標の適格性に関
	の指標		する上場審査」の欄をご参照くださ
	次のイからホまでに適合すること。		ιν _°
	イ 指標の算出方法が客観的なものであ		・レバレッジ型・インバース型指標と
	り、かつ、公正を欠くものでないこと。		は、「他の指標(以下「原指標」と
	ロ 有価証券 (金商法第 163 条に規定す		いう。)の変動率、変動幅その他の
	る特定有価証券等に限る。)の価格に		原指標の変動の状況を表す数値に
	係る指標にあっては、多数の銘柄の価		一定の数値を乗じることその他の
	格の水準を総合的に表すものである		方法により、原指標の騰落を増幅又
	こと。		は反転させた指標」のことをいいま
	ハ 有価証券その他の資産の係る指標で、		す。
	その構成銘柄(当該有価証券その他の		・なお、「反転」には、増幅して反転
	資産の銘柄又は種類をいう。以下同		させることを含むものとします。
	じ。)の変更があり得るものにあって		
	は、変更の基準及び方法が公正を欠く		※騰落の増幅限度については、上場申
	ものでないこと。		請者からの提出書類より、新指標の
	ニ 指標及びその算出方法が公表されて		過去の実績又は過去の原指標の値
	いるものであること。		等から試算して、新指標が東証の定
	ホー有価証券その他の資産の価格に係る		める呼値の制限値幅を頻繁に超過
	指標にあっては、その構成銘柄(その		すると見込まれるようなものでな
	変更があり得る場合にはその基準及		いことを、上場審査の過程で個別に
	び方法を含む。)が公表されているも		判断します。
	のであること。		
	(b)レバレッジ型・インバース型指標		
	次のイから二までに適合すること。		
	イ 前(a)イ及び二に掲げる事項に適合		
	すること。		
	ロ 原指標が、前(a)イからホまでに掲		
	げる事項に適合し、かつ、レバレッジ		
	型・インバース型指標でないこと。		
	ハ 原指標が、有価証券の価格又は有価証		
	券に係るデリバティブ取引の価格に		
	基づいて算出した金融指標(法第2		
	条第 25 項に規定する金融指標をい		
	う。以下この (b) において同じ。)		
	である場合にあっては、当該金融指標		
	又は当該金融指標に係るデリバティ		
	ブ取引について法第2条第21項に規		
	定する市場デリバティブ取引又は同		
	条第23項に規定する外国市場デリバー		
	ティブ取引が行われていること又は		
	その見込みがあること。		
	ニ 原指標が、商品の価格若しくは商品に		
	係るデリバティブ取引の価格に基づ き算出した金融指標又は商品先物取		
	で 昇出した 金融 指標 又は 商品 先 物 取 引 法 第 2 条 第 2 項 に 規定 する 商品 指		
	対法弟 2 宋弟 2 頃に規定 9 る間前指 数である場合にあっては、その構成す		
	数でのる場合にめつては、その構成9 る資産又は当該資産に係る同条第 15		
	る貝性人は当該貝性に依る问案第 13 項に規定する商品デリバティブ取引		
	が同条第9項に規定する商品市場(同		
	条第 12 項に規定する外国商品市場を		
	木お 14 切にがたり の77国间吅川场で		

項目	審査内容	根拠規定	備考
	含む。)その他組織的かつ継続的に開設され、その相場が公表されている市場において取引されていること又はその見込みがあること。		
償還期限	c 新規上場時において、新規上場申請銘柄に係る受託有価証券であるETNの最終 償還期限の到来する日までの期間及び新 規上場申請銘柄に係る信託契約終了まで の期間が5年を上回るものであること。	上場規程 945 条 1項3号 c	
発行額 (純資産額 等 25%以内)	d 新規上場申請に係るETNJDRの発行者(保証者が存在する場合は、保証者。以下このはにおいて同じ。)が発行するETN(国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。)の残存償還価額総額(他社の発行するETN(国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限ります。)の償還を保証する額を含む。)に、新規上場に際して新たに発行されるETNの発行予定額を合算した額が発行者の純資産の額(純財産額)の25%を超過していないこと。	上場規程 945 条 1 項 3 号 d. 施行 規則 939 条 4 項	・残存償還価額総額とは、通常の債券でいいますところの未償還額面総額に相当するものです。 ・既に本国等で発行されているETNのうち未償還総額と、東証市場への上場に際して新たに発行されることとなる額を合算して、純資産額等の25%以内になっていることが求められます。 ・残存償還価額総額については、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、新規上場申請日の東京外国として、新規における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は新規上場申請日の直前事業年度の末日における同中値により行うものとします。
円滑な流通の確保	e 新規上場申請銘柄が、次の(a)及び(b) に適合すること。 (a)東証の市場における新規上場申請銘柄の流通の確保のために、当該新規上場申請銘柄の上場の時までに業務規程第68条に規定する東証が指定する取引参加者が指定される見込みがあること。 (b)新規上場申請銘柄の円滑な流通及び公正な価格形成を阻害する要因が認められないこと。	上場規程 945 条 1 項 3 号 e	・円滑な流通の確保は、第8章「1. サポート・メンバー制度について」の欄をご参照ください。 ・具体的には、次の申請書類で確認します。 「新規上場申請銘柄に係る確認事項を指定参加者の外国ETF等を証明をある場合の受益権口数は、償還請求及の写し」・当初及び更田の受益権口数は、償還請求数の第一の受益権のよが求が表しませる。 ・当初及びを上田が成のの受益権のより、では、での関環での期間である。・当時での期間である。 ・当時での期間である場合が表が表にいる。 ・満期でのははないのものにいます。 ・満期では、指標との連動性は、保たれません。)が、円滑な償還手

項目	審査内容	根拠規定	備考
			続きの観点から著しく長い期間(例えば1か月以上)を設けることは適当ではないと判断される場合があります。
指定振替機関の 取扱い	f 新規上場申請銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。	上場規程 945 条 1項3号f	・株式会社証券保管振替機構(JAS DEC)が指定振替機関となりま す。
重複上場	g 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券であるETNが外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されていること又はその見込みがあること。	上場規程 945 条 1 項 3 号 g	・保証者が存在しない場合において発行者が外国の者以外であるとき又は保証者が外国の者以外であるときを除きます。 ・欧州等において「Listed Certificates」として外国金融商品取引所に上場されている証券についてもETNの定義に該当するものであれば含まれます。
外国における法 整備・監督行政庁	h 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券であるETNの発行のための法律が整備されていること及び当該新規上場申請に係るETNJDRの発行者(保証者が存在する場合は、保証者)を監督する行政庁が存在すること。	上場規程 945 条 1項3号 h	・保証者が存在しない場合において発 行者が外国の者以外であるとき又 は保証者が外国の者以外であると きを除きます。
適切な保証	i 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券であるETNの発行契約書若しくは発行プログラム又はこれらに類する書類に適切な保証を行う旨の記載があること。	上場規程 945 条 1 項 3 号 i、施行 規則 939 条 6 項	・保証者が存在する場合に限ります。 ・適切な保証とは、次の各号に掲げる 保証をいいます。 (1)新規上場申請銘柄に係る受託有 価証券であるETNの所有者が、 新規上場申請に係るETNJD Rの保証者に対して有する債務 の支払等の権利についての保証 (2)その他投資者保護上必要かつ適 当と認められるものについての 保証
信託契約等の締結	j 新規上場申請銘柄に係る信託契約その他の契約が施行規則で定めるところにより締結されるものであること。	上場規程 945 条 1 項 3 号 j、施行 規則 939 条 7 項	・新規上場申請銘柄に係る信託契約その他の契約が施行規則で定めるところにより締結されるものであることとは、当該信託契約その他の契約が当該ETNJDRに係る受託者及び当該ETNJDRの所有者の間(受託者・所有者間契約)で締結されるものであり、かつ、当該ETNJDRに係る委託者が当該受託者との間において東証が適当と認める契約(委託者・受託者間契約)を締結していることをいい、当該契約では、ETNJDRの発行者と当該受託者との間において東証が適当と認める契約(発行者・受託者間契約)が含まれていることをい

項目	審査内容	根拠規定	備考
			います。
その他	k その他公益又は投資者保護の観点から、 その上場が適当でないと認められるもの でないこと。	上場規程 945 条 1項3号 k	

(2) 指標の適格性に関する上場審査

東証では、新規上場申請銘柄の連動対象指標の審査を行います。連動対象指標は、「レバレッジ型・インバース型指標以外の指標」と「レバレッジ型・インバース型指標」に区分されており、各指標に係る上場審査基準は下表に掲げるとおりです。指標の適格性は、申請銘柄ごとに求められます。判断は、末尾に記載した提出書類に基づいて行います。なお、連動対象指標については、連動対象指標の算出主体(算出主体が発行者と異なる場合に限ります。)との間で指標の使用に関する許諾契約(ライセンス契約)の締結を確認できる資料が必要になります(※)。

- (※) 原則として、ライセンス契約の写しを提出してください。当該書類を提出できないと認められる場合には、当該書類に代わり、東証市場に上場するにあたってライセンス供与されていることを証する書類を提出してください。
- ※レバレッジ型・インバース型指標とは、「他の指標(以下「原指標」という。)の変動率、変動幅その 他の原指標の変動の状況を表す数値に一定の数値を乗じることその他の方法により、原指標の騰落を 増幅又は反転させた指標」のことをいいます(「反転」には、増幅して反転させることを含むものとし ます。)。
- ※騰落の増幅限度については、上場申請者からの提出書類より、新指標の過去の実績又は過去の原指標の値等から試算して、新指標が東証の定める呼値の制限値幅を頻繁に超過すると見込まれるようなものでないことを、上場審査の過程で個別に判断します。

東証は、新規上場申請に係るETNJDRの上場を承認した場合には、当該ETNJDRに係る指標を、上場規程第945条第1項第3号bに定める要件を満たす指標として指定します(当該規定を引用するものは同じ。)。新規上場申請銘柄の連動対象指標が、東証が既に指定した指標である場合には、原則として同要件を満たすものと考えられます。

【レバレッジ型・インバ―ス型指標以外の指標】(上場規程第上場規程 945 条 1 項 3 号 b (a))

	上場審査等に関する			
上場審査基準	ガイドライン	留意点		
	(上場審査の観点)			
(1)	・指標の算出主体等の恣	・「指標の算出方法」とは、時価総額加重平均型・単純平均		
指標の算出方法が客観的なもの	意的な裁量により指標	型等の算出方法や、浮動株比率の算出方法、構成銘柄の		
であり、かつ、公正を欠くもの	の値が変動する余地が	変更や配当、新株式の発行等の場合の計算上の取扱い等		
でないこと。	乏しく、投資者にとって	を指します。構成銘柄の変更基準は、「指標の算出方法」		
	指標の算出方法の透明	には含まれず、(ハ)の基準に基づき審査を行います。		
	性が高いと認められる	・指標の算出方法が客観的であるとは、例えば算出にあた		
	ことから検討すること	っては計算式を使用することにより指標が機械的に算出		
	により行います。	され、算出するのが誰であっても結果が同一になるなど		
	投資者保護の観点から、	をいいます 。		
	指標の算出方法が公正	・投資者保護の観点から、指標の算出方法が公正を欠くと		
	を欠くと認められるも	いえるか否かは個別に判断します。		
	のでないことから検討	・複数の種類の資産を組み合わせて資産配分を行うことな		
	することにより行いま	どにより、一定の投資成果を実現するための投資戦略を		
	す。	表現した指標にあっては、組合せ対象資産が、有価証券		

上場審査基準	上場審査等に関する ガイドライン	留意点
	(上場審査の観点)	
(ロ) 有価証券(法 163 条第 1 項に規 定する特定有価証券等に限りま	・構成銘柄数及び上位構 成銘柄の指標に占める ウェイトに基づき、	(株券、債券、REIT等)、デリバティブ取引、商品、商品デリバティブ取引、現金及び現金同等物などの伝統的な資産であって、公正な価格形成メカニズムを有する(※)資産であることを以って、指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないことと取り扱います。 ※公正な価格形成メカニズムの有無については、当該伝統的資産(資産が商品である場合にあっては、当該商品に係るデリバティブ取引を含む。)が組織された市場において取引されていることなどを考慮して判断します。 ・この要件は、特定有価証券等(※)の価格に係る指標にのみ適用されます。特定有価証券等には、株券、社債券、優先出資証券、新株予約権証券のほか、これらの証券を信託財産とする。
す。)の価格に係る指標にあっては、多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものであること。	個々の構成銘柄の価格 の変動が指標の値に与 える影響が大きくない と見込まれることその 他の関連から検討する ことにより行います。	産とするJDRや、これらの証券に係るオプション等を表示する、いわゆるカバードワラントや他社株転換条項付社債券などが含まれます。 ※当該要件における特定有価証券等とは法第 163 条に定義されるものをいい、法第5条に規定される「特定有価証券等」とは内容が異なります。
(ハ) 有価証券その他の資産の価格に 係る指標で、その構成銘柄(当 該有価証券その他の資産の銘柄 又は種類をいいます。以下同 じ。)の変更があり得るものにあ っては、変更の基準及び方法が 公正を欠くものでないこと。	・投資者保護の観点から、 指標の構成銘柄の変更 の基準及び方法が公正 を欠くと認められるも のでないことその他の 観点から検討すること により行います。	 この要件は、有価証券その他の資産の価格に係る指標で、構成銘柄の変更があり得るものにのみ適用されます。 ・投資者保護の観点から、指標の構成銘柄の変更の基準及び方法が公正を欠くといえるか否かは個別に判断します。例えば、算出主体において、構成銘柄の変更を決定するための委員会を組織するなど、変更のための合理的な手続があらかじめ定まっており、変更基準が定められているものであれば、基本的に公正を欠くとは判断されません。 ・変更の頻度が短期間であったとしても、基本的に公正を欠くものとは判断されません。
(二) 指標及びその算出方法が公表されているものであること。	 ・指標及びその算出方法 の概要が、入手が容易を 方法のとを検討していることにより行います。 ・指標が、算出後速を検討することにより行います。 ・指標がまれることにより行います。 	 ・算出主体のホームページなどにおいて指標及びその算出方法の概要が継続的に公表されており、かつ当該情報を容易に入手できることが求められます。 ・指標はリアルタイムで公表されることが望まれますが、個別の指標の内容を踏まえて判断します。指標の配信状況については、原則として、審査期間中に指標が配信されていることを確認します。 ・また、指標及びその算出方法を入手する方法が有価証券届出書や有価証券報告書などにおいて日本語により説明されていれば、指標及びその算出方法は英語による公表であっても要件に足りることとします。 ・なお、指標及びその算出方法の公表は、有料であっても要件に足りることとします。 ・国内株式を構成銘柄としている指標については、基本的にリアルタイムでの公表が求められますが、推定償還価額がリアルタイムで公表されていること又は上場日までに推定償還価額がリアルタイムで公表される見込みがあることや、参考となる別の指標が公表されていることなどの条件を考慮し、必ずしも指標のリアルタイム公表が求められるものではありません。
(ホ) 有価証券その他の資産の価格に 係る指標にあっては、その構成	・指標の構成銘柄(その 変更があり得る場合に はその基準及び方法を	・この要件は、有価証券その他の資産の価格に係る指標にの み適用されます。 ・算出主体のホームページなどにおいて指標の構成銘柄、そ

上場審査基準	上場審査等に関する ガイドライン (上場審査の観点)	留意点
銘柄(その変更があり得る場合 にはその基準及び方法を含む。) が公表されているものであるこ と。	含む。)が、入手容易な 方法で継続的に公表されていることを検討することにより行います。	の構成銘柄の変更基準及び変更方法の概要が継続的に公表されており、かつ当該情報を容易に入手できることが求められます。また、指標の構成銘柄の変更の内容は、変更前又は変更後速やかに公表することが求められます。 ・指標の構成銘柄の変更基準及び変更方法は、必ずしも日本語での公表を求めているのではなく、英語による公表であっても要件に足りることとします。ただし、指標の構成銘柄とその変更基準及び変更方法を入手する方法については、日本語による説明が行われていることが求められます。 ・なお、指標の構成銘柄とその変更基準及び変更方法の公表は、有料であっても要件に足りることとします。

【レバレッジ型・インバース型指標】(上場規程第上場規程 945 条 1 項 3 号 b (b))

		5工场风性 545 未工填 3 亏 0 (0// 「
	上場審査等に関する	
上場審査基準	ガイドライン	留意点
	(上場審査の観点)	
(1)	※上場審査の観点は、「レ	・前(a)イ及び二に掲げる事項とは以下を指します。留意
前(a)イ及び二に掲げる事項	バレッジ型・インバー	点についても「レバレッジ型・インバース型指標以外の指
に適合すること。	ス型指標以外の指標」	標」における留意点と同じです。 イ 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を
	における上場審査の観	欠くものでないこと。
	点と同じです。	ニ 指標及びその算出方法が公表されているものである
		こと。
(□)	※上場審査の観点は、「レ	・レバレッジ型・インバース型指標の原指標は、以下の適格
原指標が、前(a)イからホま	バレッジ型・インバー	指標要件に適合し、かつ何らかの指標を原指標としたレバ
でに掲げる事項に適合し、かつ、	ス型指標以外の指標」	レッジ型・インバース型指標でないことが求められます。
レバレッジ型・インバース型指	における上場審査の観	・前 (a) イからホまでに掲げる事項とは以下を指します。 イ 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を
標でないこと。	点と同じです。	欠くものでないこと。
	,	ロ 多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものである
		こと。
		ハ 構成銘柄の変更基準及び方法が公正を欠くものでな
		いこと。
		ニ 指標及びその算出方法が公表されているものである
		こと。
		ホ 指標の構成銘柄が公表されているものであること。
(11)		・この要件は、有価証券(株券、債券、REIT等)又はデ
原指標が、有価証券の価格又は		リバティブ取引(商品デリバティブ取引を除く。)の価格
有価証券に係るデリバティブ取		を原指標とするレバレッジ型・インバース型指標のみ適用
引の価格に基づいて算出した金		されます。
融指標(法第2条第25項に規定		・原指標において、「公正な価格形成メカニズム」が存在す
する金融指標をいう。以下この		ることを求めています。 ・「公正な価格形成メカニズム」は、原指標に係るデリバテ
(b)において同じ。)である場		・「公正な価格形成メガースム」は、原指標に係るデリハデー ィブ取引(原指標がデリバティブ取引の価格で構成される
合にあっては、当該金融指標又は火味を発展しています。		場合は当該デリバティブ取引)が上場市場において取引さ
は当該金融指標に係るデリバテ ィブ取引について法第2条第21		れていることにより確認します。
イノ取引について法弟 2 宋弟 2 項に規定する市場デリバティブ		
取引又は同条第23項に規定する		 ※「原指標に係るデリバティブ取引」が上場市場において取
外国市場デリバティブ取引が行		引されていることとは、レバレッジ型・インバース型指標
われていること又はその見込み		に連動するよう運用する上で、必要となると考えられる原

上場審査基準	上場審査等に関する ガイドライン (上場審査の観点)	留意点
があること。		指標のデリバティブ取引が上場市場において取引されていることを意味します。 ※「(原指標がデリバティブ取引の価格である場合は当該デリバティブ取引)が上場市場において取引されていること」とは、原指標自体がデリバティブ取引の価格による場合において、当該デリバティブ取引が上場市場において取引されていることを意味します。
(二) 原指標が、商品の価格若しくは 商品に係るデリバティブ取引の 価格に基づき算出した金融指標 又は商品先物取引法第2条第2 項に規定する商品指数である場 合にあっては、その構成する資 産又は当該資産に係る同条第15 項に規定する商品デリバティブ		・この要件は、商品又は商品デリバティブ取引の価格を原指標とするレバレッジ型・インバース型指標のみ適用されます。 ・原指標において、「公正な価格形成メカニズム」が存在することを求めています。 ・「公正な価格形成メカニズム」は、原指標を構成する資産(当該資産に係るデリバティブ取引を含む。)が、組織的かつ継続的に開設され、その相場が公表されている市場(以下「組織された市場」)において取引されていることが求められます。
取引が同条第9項に規定する商品市場(同条第12項に規定する外国商品市場を含む。)その他組織的かつ継続的に開設され、その相場が公表されている市場において取引されていること又はその見込みがあること。		※「原指標を構成する資産」が組織された市場において取引されていることとは、資産(デリバティブ取引を含む)が単一である場合は、当該資産が組織された市場において取引されているとの意味であり、複数の資産から一つの原指標を算出している場合(例:貴金属バスケット指数)は、原指標を構成するバスケット又は各資産が組織された市場において取引されていることを意味します。 ※「組織された市場」とは、公正な取引ルールが整備されている、一定程度の参加者と取引量がり、当該市場で形成された価格が一般的に認知されている、形成された価格がインターネットや新聞、金融情報端末等により広く世間に配信されている等のいずれかの要件を満たす市場を想定しています。

指標の適格性についての審査にあたっては、以下の情報をご提出いただくことになります。 (※指標の算出主体が東証である場合、提出は不要です。)

1	指標の構成銘柄の一覧表 : 構成銘柄名、各銘柄のウェイト、取引高等
2	指標の算出要領 : 指標の算出方法、構成銘柄の変更基準及び方法を記載した要領
3	指標の構成銘柄の変更状況 : 3年程度 ※3年未満の指標は算出開始から直近までの期間
4	指標の算出主体の概要 : 既上場商品に係る指標の算出主体でない場合に限ります。

[第2章 ETNの上場審査]

	指標の使用に関する許諾契約(ライセンス契約)の締結を確認できる資料(※)
5	(※)原則として、ライセンス契約の写しを提出してください。当該書類を提出できないと認められる
5	場合には、当該書類に代わり、東証市場に上場するにあたってライセンス供与されていることを証す
	る書類を提出してください。
6	指標の過去の実績

OETNの推定償還価額の配信について

- ・ ETNの推定償還価額については、ETNの円滑な流通、公正な価格形成、投資の普及・促進等に 資すると考えられるため、積極的な情報配信が望まれます(有第950条第2項)。
- ・ 情報配信媒体については問いませんが、配信される場合においては、誠実かつ公正に算出するもの とします。
- ・ 当該情報配信に関しては発行者等の任意によるものではありますが、上記に関して個別に状況等を 確認させていただく場合があります。

2-4. 上場申請書類

上場申請日に提出する必要があるETNJDRの上場申請書類は、以下のとおりです。

- ※申請書類のうち、東証が書面による提出が必要と認める書類等を除き、原則として、電磁的記録により ご提出ください。なお、申請受付時には、提出資料一覧をご作成のうえ、冒頭に申請会社代表者が記名 押印し、書面でご提出ください。
- ※表の列タイトルにある「書面」は書面で提出いただく書類を指しています。
- ※表の列タイトルにある「部数」は、書面でご提出いただく際の部数となります。電子的記録でご提出いただく場合には、例えば部数が2部となっている場合であっても、電子データ1 ファイルのご提出でかまいません。
- ※「1:ETN信託受益証券上場契約書」は上場承認日の前営業日までに提出してください。
- ※「24:募集又は売出実施通知書」は上場日の前営業日までに提出してください
- ※各書類のサインは、項番9の在職証明書に記載された「正当な権限を有する者」に該当する方が行っていただきます。

項番	提出書類	書式	書面	部数	提出根拠	備考
1	ETN信託受益証券上場契約書(第 3-13号様式)	所定	•	1部	上場規程 942 条 1 項、施行 規則 932 条	・当該書面の記載内容については、本国等の法制度、実務慣行等を勘案したします。・既に他の上場ETNJDRについて上場契約書をご提出いただいている場合には、当該契約書のご提出は不要です。
2	有価証券新規上場申請書	所定	•	1部	上場規程944 条1項、施行 規則933条1 項	・同一の発行者が、複数銘柄を同時に申請する場合は「上場申請 書別紙」をご利用ください。
3	新規上場申請に係る宣誓書(第3-14号様式)	所定	•	1部	上場規程944 条1項、施行 規則933条2 項	
4	指標に関する次の a から d までに 掲げる書類 a 指標の構成銘柄の一覧表 b 指標の算出要領	_		1部	上場規程944 条 2 項、施行 規則934条1 号	・新規上場申請銘柄に係る指標の 算出主体が東証である場合は不 要です。

石平	担山事耘	* +	争盂	立7 米片	+8 W +8+M	世
項番	提出書類	書式	書面	部数	提出根拠	備考
	c 新規上場申請日の3年前の日					
	以後の指標の構成銘柄の変更状					
	況を記載した書類					
	d 指標の算出主体の企業属性等					
	の基本情報を記載した書類。ただ					
	し、当該算出主体がETN又は上					
	場ETFに係る指標の算出主体					
	である場合には、添付を要しな					
	い。					
5	新規上場申請銘柄に係る確認事項	参考		1部	上場規程 944	新規上場申請銘柄の上場後の円
	を記載した書類				条2項、同6	滑な流通が確保される見込みを
					項	記載いただきます。
						(施行規則 934 条第 2 号)
6	新規上場申請銘柄に係る受託有価	_		1部	上場規程 944	・上場規程 941 条 2 項の規定に基
	証券であるETNの発行契約書若			_ = ===	条2項、同項	づき設立前に新規上場申請する
	しくは発行プログラム又はこれら				4 項、施行規	場合は、提出することができる
	に類する書類及び新規上場申請銘				則934条3号	るととなった後直ちに提出すれ
	柄に係る信託契約その他東証が必				別の一条の方	ば足りるものとします。
	要と認める書類(写し)					はたりるものとしより。
	女に沁める音規(子し)					
7	「左左背光が担し担内註書」に引撃			1 7	L +8 +8 +0 044	
7	「有価証券新規上場申請書」に記載	_	•	1部	上場規程944	
	された代表者が新規上場申請銘柄				条2項、施行	INCUMBENCY)」をご提出くださ
	の上場に関し、正当な権限を有する				規則 934 条 4	い。
	者であることを証する書類				号 a	
						5-2
8	上場規程第949条に基づき新規	_	•	1部	上場規程944	・「POWER OF ATTORNEY」をご提
	上場申請に係るETNJDRの発				条 2 項、施行	出ください。
	行者の代理人等を選定しているこ				規則934条4	
	と又は当該代理人等から受託する				号 b	・当該代理人としては、通常は国
	旨の内諾を得ていることを証する					内の弁護士を選定されることが
	書面					一般的です。
					= :	
9	新規上場申請銘柄に係る受託有価	_		1部	上場規程944	
	証券であるETNが発行された国				条2項、施行	
	又は地域の法令に基づき、当該新規				規則934条4	
	上場申請銘柄に係る受託有価証券				号c	
	であるETNの発行について承認、					
	認可、許可、届出又はこれらに相当					
	するものが行われている旨を証す					
	る書面(写し)					
					<u> </u>	
10	新規上場申請銘柄に係るサポー	_		1部	上場規程 944	・業務規程施行規則32条の2第1
	ト・メンバーとなる取引参加者の申				条 2 項、施行	項とは外国ETF等サポート・
	込みを証する書面(写し)				規則934条4	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
					号 d	は、後掲「8-1 サポート・
						メンバー制度について」をご覧
						ください。)。
						・取引参加者が東証株式部にご提
						出される「外国ETF等サポー
						ト・メンバー指定申込書」の写
						しをご提出ください。
						・承認日までに提出していただけ
						れば結構です。

項番	提出書類	書式	書面	部数	提出根拠	備考
11	最近3事業年度の経理の状況を記載した書類	_		1部	上場規程 944 条 2 項、施行 規則 934 条 5 号	・発行者自らが償還の保証を行う場合に限ります。
12	有第944条第3項の規定により保証者が確約した書面	参考	•	1部	上場規程944条3項 施行規則935条2項1号2号	・保証者が存合に保 で子さいで で子さいで で子さいで で子さいで で子さいで で子さいで で子さいで で子さいで で子さいで で子さいで で子さいで で子さいで で子さいで で子さいで で子さいで で子さいで でで で子さいで でで でで でで でで でで でで でで でで でで
13	保証者に係る最近3事業年度の経 理の状況を記載した書類	-		1部	上場規程944 条 3 項、施行 規則935条 2 項 3 号	・保証者が存在する場合に限ります。発行者自らが償還の保証を 行う場合に、発行者が任意で保 証者を置く場合には、当該任意 の保証者に係る当該書類の提出 は必要ありません。
14	保証の内容を記載した書面(項番7 に掲げる書類(発行契約書、発行プログラム等)に保証の内容を記載している場合には提出を要しない。)	-		1部	上場規程 944 条 3 項、施行 規則 935 条 2 項 4 号	同上
15	有価証券届出書(添付書類含む。) (写し)	_		2部	上場規程944 条5項、施行 規則937条1 項1号a	・新規上場申請日の直前事業年度 の末日の1年前の日以後上場す ることとなる日までに、内閣総 理大臣等(内閣総理大臣又は法 令の規定により内閣総理大臣に 属する権限を委任された者のこ とをいいます。以下、同じ。)に 新規上場申請銘柄の募集又は売 出しに関する届出又は通知書の 提出を行った場合に限ります。 ・訂正有価証券届出書を含みます。
16	有価証券届出効力発生通知書(写 し)	_		1部	上場規程 944 条 5 項、施行	同上

項番	提出書類	書式	書面	部数	提出根拠	備考
					規則 937 条 1	
					項1号b	
17	 有価証券通知書(写し)			2部	上場規程 944	同上
17	有価証券通知者(与し) 	_		스 리)	上 場 規 任 944	│□┴ │・変更通知書を含みます。
					規則937条1	
					項1号c	
				_		
18	届出目論見書及び届出仮目論見書	_		2 部	上場規程944	同上
	(写し)				条 5 項、施行 規則 937 条 1	
					項1号d	
					X = 3 =	
19	有価証券報告書及びその添付書類	1		2 部	上場規程944	
	(写し)				条5項、施行	
					規則 937 条 1	ることとなる日までに、内閣総 理大臣等に当該書類を提出した
					項2号a	埋入足寺に国談青頬を提出した 場合に限ります。
						・ ・
20	半期報告書(写し)	_		2部	上場規程 944	同上
					条5項、施行	・訂正半期報告書を含みます。
					規則937条1 項2号b	
					□ 垻 Z 芍 D	
21	臨時報告書(写し)	_		2 部	上場規程 944	同上
					条5項、施行	・訂正臨時報告書を含みます。
					規則 937 条 1	
					項2号d	
22	募集又は売出実施通知書	所定	•	1部	上場規程 944	・新規上場申請に係る募集又は売
					条5項、施行	出しを行った場合に限ります。
					規則 937 条 1	
					項3号	
23	 ETN信託受益証券概要書	_		1部	上場規程 944	 ・新規上場申請銘柄の権利の内容
				- 41	条5項、施行	等を記載したETNJDRの概
					規則 937 条 1	要を記載した商品概要書です。
					項4号	作成は任意となります。
						・ただし、当該概要書がない場合
						には、審査の過程でETNJD
						Rの概要を、別途確認させていただくことがあります。
						= = 2.0 00 / 0. / 0
24	反社会的勢力との関係がないこと	参考	•	1部	上場規程944	・東証に既にご提出いただいてい
	を示す確認書				条6項	る場合には、提出の必要はあり
25	 有価証券報告書(ドラフト)			2 部	上場規程 944	ません。
23	行 連証分形ロ音(トノノト)	_		(□ ∠	上场规程 9 14 条 6 項	
26	有価証券届出書(ドラフト)	_		2 部	上場規程 944	
					条6項	
27	特定非課税管理勘定対象銘柄に関	参考		1部		・当該書類は上場申請日にご提出
	する申告書 					いただきます。
						・当該書類の記載内容については

項番	提出書類	書式	書面	部数	提出根拠	備考
						(注1) をご覧ください。

(注1)

「28:特定非課税管理勘定対象銘柄に関する申告書」とは、

「特定非課税管理勘定(所謂、NISAの成長投資枠)の対象銘柄であること」(租税特別措置法第37条の14第5項第8号)を当取引所へ申告するための手続きとして、必要となる書面となります。当該書面及び申告書添付書類を、当取引所上場推進部担当者宛にメールでご提出いただきます。対象銘柄については、一覧にとりまとめたうえで、当取引所HPに掲載します。

第3章 開示・提出書類

3-1. 法定開示

上場後は継続開示義務の対象となることから、上場ETNJDRの法定開示は、金融商品取引法に基づき、有価証券報告書・半期報告書・臨時報告書を提出する必要があります。

また、JDRの新規設定は、金融商品取引法上、新規有価証券の発行扱いとなるため、原則として、発行者名義で、1年に1回は、有価証券届出書(通年募集)を提出していただく必要があります。そのため有価証券届出書の効力発生までの間、追加設定停止期間が生じることとなります。

金融商品取引法その他関係法令等を十分にご確認のうえ、対応するようにしてください。

3-2. 適時開示

- ※ 開示は発行者が行います (保証者が存在する場合も発行者が開示を行います)。
- ※ 発行者が国外の場合、具体的な開示実務は、代理人等が行うこととなります。

[ETNの決定事実の開示]

上場ETNJDRの発行者又は保証者が、次のaからqまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)、その内容を直ちに開示することが義務づけられます。

決定事実は、当該事項を決定した理由、当該事項の概要、当該事項に関する今後の見通し、その他東証が投資判断上重要と認める事項(「重要と認める事項」の該当性については、東証の担当者にご相談ください。)について開示してください。

	開示項目	開示根拠	備考
a 上埠	場ETNJDRの売出し	上場規程947条2項1号a	
b 上墳	昜ETNJDRの併合又は分割	上場規程 947 条 2 項 1 号 b	・流通市場に混乱をもたらすおそれ又は 所有者の利益の侵害をもたらすおそ れのある上場ETNJDRの併合又 は分割は行わないものとします。(上 場規程 950 条)
c 合併	Ť	上場規程 947 条 2 項 1 号 c	
d 会社	社分割	上場規定 947 条 2 項 1 号 d	
e 事業	業の全部の譲渡	上場規程 947 条 2 項 1 号 e	
f 解背	敬 (合併による解散を除く。)	上場規程 947 条 2 項 1 号 f	
RのJ	内の金融商品取引所に対するETNJD 上場の廃止に係る申請又は外国金融商品 所等に対するETNの上場の廃止に係る (※)	上場規程947条2項1号g	※上場ETNJDR又は上場ETNJ DRに係る受託有価証券であるET Nに係る申請に限ります。

開示項目	開示根拠	備考
h 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続 開始の申立て	上場規程 947 条 2 項 1 号 h	
i 商号又は名称の変更	上場規程 947 条 2 項 1 号 i	
j 上場ETNJDR又は上場ETNJDRに 係る受託有価証券であるETNの名称の変更	上場規程947条2項1号j	
jの2 上場ETNJDRに係る特定の指標の 新たな指標への変更	上場規程 947 条 2 項 1 号 j の 2	
k 事業年度の末日の変更	上場規程 947 条 2 項 1 号 k	
I 公認会計士等の異動	上場規程947条2項1号	・有価証券報告書又は半期報告書に記載 される財務諸表等又は中間財務諸表 等の監査証明等を行う公認会計士等 の異動のことをいいます。
m 財務諸表等又は中間財務諸表等又は第40 4条第2項に規定する四半期財務諸表等に継 続企業の前提に関する事項を注記すること。	上場規程 947 条 2 項 1 号m	
mの2 有価証券報告書等の提出期限に係る承認申請書の提出	上場規定 947 条 2 項 1 号mの 2	
n 金融商品取引業若しくは登録金融機関業務若しくはこれらに相当する業務又は施行規則で定める業務を行わないこととしたこと。	上場規程 947 条 2 項 1 号 n	・施行規則で定める業務とは、登録金融 機関若しくは金融商品取引業者又は これらに相当する者の経営管理を主 たる目的として行う業務のことをい います。
o 上場ETNJDRの追加発行若しくは上場 ETNJDRの買取又は上場ETNJDRに 係る受託有価証券であるETNの追加発行若 しくは償還に係る請求の申込を臨時に停止す ることとしたこと。	上場規程 947 条 2 項 1 号 o	・ETNとETNJDRについて、追加 発行を臨時停止することを決定した 場合又は買取・償還を臨時停止するこ とを決定した場合に開示が必要とな ります。
p 上場ETNJDRに係る受託有価証券であるETNに関する権利に係る重要な事項	上場規程 947 条 2 項 1 号 p	・上場ETNJDRに係る受託有価証券であるETNに関する権利に係る重要な事項としては、以下に掲げる事項が含まれます。 ・全部若しくは一部の繰上償還・最終償還期限の変更・最終償還期限の到来に伴う償還に係る請求の申込の停止・最終償還価額の決定・ETNの発行契約書、発行プログラム、これらに類する書類の重要な変更・社債権者集会の招集
q aから前pまでに掲げる事項のほか、当該 上場ETNJDRの発行者又は保証者の運 営、業務若しくは財産又は当該上場ETNJ DR若しくは当該上場ETNJDRに係る受 託有価証券であるETNに関する重要な事項 であって投資者の投資判断に著しい影響を及 ぼすもの	上場規程 947 条 2 項 1 号 q	3-5. その他 参照

[ETNの発生事実の開示]

上場ETNJDRの発行者又は保証者に、次のaからkまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合、 その内容を直ちに開示することが義務づけられます。

発生事実は、当該事実が発生した経緯、発生事実の概要、発生事実に関する今後の見通し、その他東証が投資判断上重要と認める事項(「重要と認める事項」の該当性については、東証の担当者にご相談ください。)について開示してください。

開示項目	開示根拠	備考
a 上場ETNJDRに係る上場廃止の原因と なる事実	上場規程 947 条 2 項 2 号 a	
b 金融商品取引業若しくは登録金融機関業務若しくはこれらに相当する業務又は施行規則で定める業務を行う者でなくなること。	上場規程 947 条 2 項 2 号 b	・施行規則で定める業務とは、登録金融 機関若しくは金融商品取引業者又は これらに相当する者の経営管理を主 たる目的として行う業務のことをい います。
c 金融商品取引業若しくは登録金融機関業務 又はこれらに相当する業務に係る事業の停止 その他これらに準ずる行政庁による法令に基 づく処分その他施行規則で定める事実	上場規程 947 条 2 項 2 号 c	・施行規則で定める事実とは、経営管理 の対象となる登録金融機関若しくは 金融商品取引業者又はこれらに相当 する者に係る事業の停止その他これ に準ずる行政庁による法令に基づく 処分のことをいいます。
d 債権者その他の当該上場ETNJDRの発行者又は保証者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告	上場規程 947 条 2 項 2 号 d	
e 手形又は小切手の不渡り等	上場規程 947 条 2 項 2 号 e	
f 上場ETNJDRに係る受託有価証券であるETNに係る期限の利益の喪失	上場規程 947 条 2 項 2 号 f	
g 上場ETNJDRに係る受託有価証券であるETNに関する権利に係る重要な事実	上場規程 947 条 2 項 2 号 g	・上場ETNJDRに係る受託有価証券であるETNに関する権利に係る重要な事項としては、以下に掲げる事項が含まれます。 ・ETNに係る全部若しくは一部の繰上償還・最終償還期限の変更・ETNの発行契約書、発行プログラム、これらに類する書類の重要な変更・社債権者集会の招集
h 公認会計士等の異動	上場規程 947 条 2 項 2 号 h	・有価証券報告書又は半期報告書に記載 される財務諸表等又は中間財務諸表 等の監査証明を行う公認会計士等の 異動のことをいいます。 ・決定事実として開示した場合は開示は 不要です。
i 有価証券報告書・半期報告書の提出遅延、 提出遅延の開示を行った後に有価証券報告 書・半期報告書を提出したこと、提出期限の	上場規程 947 条 2 項 2 号 i	・2人以上の公認会計士又は監査法人に よる監査証明府令第3条第1項の監 査報告書又は中間監査報告書若しく

開示項目	開示根拠	備考
展が場日 延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。	刊 小 作 が	は期中レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと(当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。)、これらの開示を行った後提出したことについての開示が必要となります。
i の2 有価証券報告書等の提出期限に係る承認を受けたこと又は受けられなかったこと	上場規定 947 条 2 項 1 号 i の 2	
j 発行するETN(国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限ります。以下このjにおいて同じ。)の残存償還価額総額(他社の発行するETNの償還を保証する額を含む。)が発行者(保証者が存在する場合は、保証者。)の純資産の額の25%を超過した場合又はその見込みが生じた場合	上場規程 947 条 2 項 2 号 j	・残存償還価額総額とは、通常の債券でいいますところの未償還額面総額に相当するものです。
k aから前 j までに掲げる事実のほか、当該 上場ETNJDRの発行者又は保証者の運 営、業務若しくは財産又は当該上場ETNJ DR若しくは当該上場ETNJDRに係る受 託有価証券であるETNに関する重要な事項 であって投資者の投資判断に著しい影響を及 ぼすもの	上場規程 947 条 2 項 2 号 k	3-5. その他 参照

[ETN発行者・保証者の決算情報・信用情報の開示]

■通期決算情報・中間決算情報

上場ETNJDRの発行者又は保証者の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合(上場ETNJDRの発行者又は保証者が上場会社である場合を除く。)、その内容を直ちに開示することが義務づけられます。

(上場規程第947条第2項第3号)

■信用情報

上場ETNJDRの発行者が第947条第2項第3号若しくは第404条に基づく開示を行った場合 又は上場ETNJDRの保証者が第404条に基づく開示を行った場合には、以下に掲げる信用状況等 に関する情報を開示することが義務づけられます。

なお、保証者が存在する場合には、保証者について以下の情報を開示してください。

1 信用格付けの状況

- a 発行者(保証者が存在する場合は、保証者)に係る信用格付
- b ETNに係る信用格付(ETNについて信用格付を取得している場合に限ります。)

2 自己資本比率等の状況

次のaからeまでに掲げる発行者の区分に従い、当該aからeまでに定める内容

- a 国際統一基準行等 : 普通株式等 Tier1 比率、Tier1 比率、総自己資本比率
- b 国際統一基準行等及び保険会社以外の登録金融機関 : 自己資本比率 (※)
- c 保険会社:ソルベンシー・マージン比率
- d 金融商品取引業者:自己資本規制比率
- e a~d以外の者:a~dまでに定める基準に相当する財務の健全性を示す水準
- ※国際統一基準行等及び保険会社以外の登録金融機関における「自己資本比率」は、国際統一基準又は国内 基準に係る自己資本比率とします。

3 発行額の状況(純資産額等25%以内)

- a ETN (国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。)の 残存償還価額総額(他社の発行するETNの償還を保証する額を含む。)
- b 当該残存償還価額総額の発行者の純資産の額に対する比率 (残存償還価額総額÷純資産の額)
- ※発行額については時価評価した金額を記載してください。

(上場規程第947条第2項第4号、施行規則第940条第5項)

※ 第404条に基づく開示とは、上場会社として行う決算短信等の開示のことをいいます(発行 者又は保証者が上場会社である場合に限ります。)。

[ETN発行者・保証者の財務状況等に関する発生事実の開示]

上場ETNJDRの発行者(保証者が存在する場合は、保証者)に、次のaからcまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合、直ちにその内容を開示することが義務づけられます。

ETN発行者・保証者の財務状況に関する発生事実は、当該事実が発生した経緯、発生事実の概要、 発生事実に関する今後の見通し、その他東証が投資判断上重要と認める事項(「重要と認める事項」の該

当性については、東証の担当者にご相談ください。) について開示してください。

開示項目	開示根拠	備考
a 信用格付の変更、当該上場ETNJDRに	上場規程 947 条 2 項 5 号 a	・ETNに係る信用格付については、当
係る受託有価証券であるETNに係る信用格		該 ETN が格付を取得している場合に
付の変更		限ります。
		・信用格付業者等が公表する「格付けの
		見通し」については、任意の開示項目
		としますが、信用格付の引下げが検討
		されている状況(ネガティブ)で上場
		廃止基準に抵触する可能性が認めら
		れる場合には、財務状況等について確
		認させていただく場合があります。
		・また、格付の引下げだけではなく、引
		上げがあった場合も含めて、変更があ
		った場合はすべて開示していだくこ
. (b)(a + a + T s) = 200 / t = + + + b		とになります。
b 純資産の額が 2,500 億円未満となったこと	上場規程 947 条 2 項 5 号 b	
又はその見込みが生じたこと。		
c 次の(a)から(e)までの区分に従い、	上場規程 947 条 2 項 5 号 c	・(e)における(a)から(d)まで
当該(a)から(e)までに掲げる事実が発	工场风性 547 未 2 項 3 号 C	に掲げる者以外の者とは、①登録金融
生したこと。		機関、②金融商品取引業者、③これら
(a)国際統一基準行等		に相当する者の持株会社又は外国持
次のイからハまでに掲げる事実のいず		株会社であって、当該①~③の者の経
れかが発生したこと。		営管理を主たる目的として事業を行
イ 普通株式等 Tier1 比率が 4.5%以下と		っている会社(金融持株会社)のこと
なったこと又はその見込みが生じたこ		をいいます。
ا کی		・保険会社以外の登録金融機関における
ロ Tier1 比率が 6 %以下となったこと又		「自己資本比率」は、国際統一基準又
はその見込みが生じたこと。		は国内基準に係る自己資本比率とし
ハ 総自己資本比率が8%以下となったこ		ます。
と又はその見込みが生じたこと。		
(b) 国際統一基準行等及び保険会社以外の登		・同号cの(e)の該当性においては、
録金融機関		発行者を含む企業集団の財務の健全
自己資本比率が8%以下となったこと		性を示す水準が東証が適当と認める
又はその見込みが生じたこと。		水準以下となったこと又はその見込
(c)保険会社		みが生じたことをもって、同(e)に
ソルベンシー・マージン比率が 400%		該当するものとします。
以下となったこと又はその見込みが生じ		
たこと。		
(d)金融商品取引業者		
自己資本規制比率が200%以下となっ		
たこと又はその見込みが生じたこと。		
(e)(a)から前(d)までに掲げる者以外の		
者 (。) から前(ょ)までに守める其進		
(a)から前(d)までに定める基準 に担当する財務の健会性を示す水準が更		
に相当する財務の健全性を示す水準が東 証が適当と認める水準以下となったこと		
又はその見込みが生じたこと。		

〔その他の情報の開示〕

上場ETNJDRについて、本邦以外の地域において、当該上場ETNJDR又は当該上場ETNJDRに係る受託有価証券であるETNの流通に重大な影響を与える事実が発生した場合、直ちにその内容を開示することが義務づけられます。

(上場規程第947条第2項第6号)

上場ETNJDRの発行者若しくは保証者又は上場ETNJDRに係る受託者が、第951条第1項第3号iに規定する信託契約その他の契約の変更若しくは終了その他の上場ETNJDRに関する権利等に重大な影響を与える事項を決定した場合又は当該権利等に重大な影響を与える事実が発生した場合、直ちにその内容を開示することが義務づけられます。

(上場規程第947条第2項第7号)

上場ETNJDRについて、「一証券あたりの償還価額と市場価格又は特定の指標との間に重要な乖離 又は乖離のおそれが生じた場合」は、例えば、以下のケースのように、投資判断上留意すべき乖離又は 乖離のおそれが生じた場合に、投資者が的確にリスクを把握し、適切な投資判断を行うことができるよ う、乖離の状況、要因、投資判断上留意すべき点、今後の見通し等について、適時かつ適切に情報開示 を行っていただくことを想定しています。

- 上場ETNJDRの運用資産の価格が大きく変動する一方で、上場ETNJDRの市場価格がストップ安又はストップ高になる等、上場ETNJDRの一証券あたりの償還価額と市場価格との間に大きな乖離が生じた場合
- ・ 上場ETNJDRの運用資産の一時的な運用方針の変更等により、一証券あたりの償還価額と特定の指標との間に大きな乖離のおそれが生じた場合

例示のケースに限らず、重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合には、上場ETNJDRの商品性等を踏まえて、投資者に対する注意喚起が必要かどうかといった観点から開示の要否をご検討ください。 (上場規程第947条第2項第8号)

上場ETNJDRに係る特定の指標の算出主体によって、当該指標の算出が行われなくなることの決定が公表された場合、直ちにその内容を開示することが義務づけられます。

(上場規程第947条第2項第9号)

3-3. 情報提供

上場ETNJDRの発行者は、当該上場ETNJDRに関する以下の事項を日々開示することが義務づけられます。管理会社のウェブサイトなど、投資者が閲覧・利用しやすい方法により情報提供を行ってください。

- ※ 開示は発行者が行います(保証者が存在する場合も発行者が開示を行います)。
- ※ 発行者が国外の場合、具体的な開示実務は、代理人等が行うこととなります。
- ※ 上場ETNJDRの信託財産(受託有価証券)であるETNが本邦通貨以外の通貨建ての場合、 償還価額等については、原則として当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相 場及び買相場の仲値(その他の為替を用いる必要がある場合にはご相談ください。)により本邦通貨 に換算した値を記載してください。また、原通貨建ての値についても併記してください。
- ※ 上場ETNJDR各銘柄の情報提供方法(提供媒体、掲載箇所等)については、一覧にとりまとめたうえで、当取引所HPに掲載しています。

種類	内容	根拠	備考
情報提供	・ETNの日々の残存償還価額総額 ・ETNの日々の一証券あたりの償還価額 ・ETNの一証券あたりの償還価額と特定の指標の変動の連動状況(※)	上場規程 947条の2 1項1号 上場規程 947条の2 第1項2号	・残存償還価額総額とは、通常の債券でいいますところの未償還額面総額に相当するものです。 ・残存償還価額総額及び一証券あたりの償還価額は、発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類又は上場ETNJDRに係る信託契約に定めるところにより算出されるものとします。ただし、受益権付与率が100%でない場合(上場ETNJDR 一口に対応するETNが一口でない場合)は、上場ETNJDR 一口に対応するETNの数及びその数に対応する数値を追記してください。
	・エンハンスト型指標、レバレッジ型・インバース型指標、商品先物取引等の価格を参照する指標及び為替へッジ指標の算出における特徴・留意点の説明	上場規程 947条の2 第1項3号	・連動対象指標がエンハンスト型指標 及びレバレッジ型・インバース型指標、商品先物取引等の価格を参照する指標及び為替へッジ指標に連動するETFである場合のみ必要となります。 ・詳細は後述の「エンハンスト型指標等に連動するETNに関するディスクロージャーの充実等について」をご覧ください。

(**X**)

「上場ETNJDRの一口あたりの純資産額と特定の指標の変動に係る連動状況」は、例えば、上場ETNJDRの一証券あたりの償還価額及び特定の指標の連動状況を示すグラフやヒストリカルデータのほか、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第3条第1項第1号

ロに規定する「基準価額の変動と連動対象指標(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第19条第2項に規定する連動対象指標をいう。)の変動との連動率を表す指標」の表示方法に準じて行うこと等が考えられ、上場ETNJDRの月次レポート等において定期的な情報提供を行うことも想定されます。

〇エンハンスト型指標等に連動するETNに関するディスクロージャーの充実等について

東証では、一定の投資成果を実現するための投資戦略を表現した指標(以下「エンハンスト型指標」といいます。)、原指標の変動率、変動幅その他の原指標の変動の状況を表す数値に一定の数値を乗じることその他の方法により、原指標の騰落を増幅又は反転させた指標(以下「レバレッジ型・インバース型指標」といいます。)、商品先物取引等の価格を参照する指標。及び為替ヘッジ指標について、従来型の指標と比較して推移や期待投資成果が異なることなどから、こうした指標に連動するETNJDRの発行会社に対し、以下の観点から投資者に対する充実した説明を求めることとします。また、当該説明については、有価証券届出書等の法定開示書類や自社ホームページ等にて周知を行う等、投資者に対して広範な周知が図られることが望まれます。

	エンハンスト型指標、レバレッジ型・インバース型指標における特徴・留意点の説明
	- 原指標又は類似指標との相違
1	- 当該指標の特性
	- 原指標又は類似指標との利益・損失の違い
	- 留意すべき投資スタイル 等
	商品先物取引等の価格を参照する指標における特徴・留意点の説明
2	- 原資産等の価格を参照する指標との差異
	- ロールオーバーに伴う損益について
	- 留意すべき投資スタイル 等
	為替ヘッジ指標における特徴・留意点の説明
3	- 価格形成及び為替ヘッジがない場合との差異
3	- 為替ヘッジコストについて
	- 留意すべき投資スタイル 等

※記載例については次項をご覧ください。なお、ETNJDR及びETFを「ETF等」、ETNJDRの発行者及びETFの管理会社を「ETF等発行会社」と記載しています。

-

⁵ 商品先物取引、ボラティリティに係る先物取引(日経平均 VI やこれに類する先物取引)その他東証が必要と認める先物 契約等を利用する指標をいいます。

⁶ 有価証券上場規程第947条の2第1項第3号

投資者に対する指標の説明に関する記載例

(エンハンスト型指標)

<u> (エンバンバー王川</u>)					
説明の観点	130/30	リスクコントロール	カバードコール		
原指標又は類似指標との相違	原指標に対して、30%分のロングポジションと 30%分のショートポジションが加味されていること。	原指標に比べて、日々の変 動率が小さくなること。	原指標がコールオプション の権利行使価格以上になる と原指標との連動性が低く なり、ほぼ権利行使価格に 留まること。		
指標の特性	原指標の構成銘柄に対きる基準によりの場合に、はの%相当分の投資をであるとともに、て、30%相当のでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	原指標の変化率に一定のリスクコントロール係数を乗じる、又は資産配分を変えることにより、指標の変動率を原指標より低く抑える。	原指標にコール かって利か かって利か かっと 権 しいか かっと を を かった かった かった は は いっと を かった は は な は かった は は な かった は な が変動する。		
原指標又は類似指標との利益・損失 の違い	原指標に比べ、相場上昇時 には利益が大きく、相場下 落時には損失が小さくなる ことを目指す。	原指標に比べ利益・損失の 額が小さくなる。	原指標に比べ利益が限定されるが、損失は同水準。		
留意すべき 投資スタイル	(期待する投資戦略との不一致) 追加ポジションの銘柄選定 基準や入替タイミングは指 数算出者によって異なるため、投資に際しては当該指 数算出者の投資戦略が自ら の投資戦略と合致している かどうかを把握する必要が ある。	(短期的な投資) 相場下落時の損失を低減させる反面、株価上昇による収益機会も限定される(原指標に比べ収益及び損失の両方が限定的となる。)。したがって、短期的に収益を求める投資は期待収益を得にくいため留意が必要。	(短期的に上昇相場を予想する投資) コールオプションの権利行使価格以上に相場が上昇する場合は、次のコールオプションを売り建てるまでの間、収益が限定的になる。したがって、短期的に上昇相場を予想する場合の投資は留意が必要。		

[※]具体的な記載内容については、各ETF等発行会社によって異なることが考えられますが、上の記載例のような説明の観点が満たされれば、要件を満たすものと判断します。また、項目によっては、指標そのものではなく、指標に連動するETF等について説明することもあります。

投資者に対する指標の説明に関する記載例

(レバレッジ型・インバース型指標)

	<u>(レバレラン主 インバ</u>	八王日味/
説明の観点	レバレッジ型指標	インバース型指標
原指標又は類似指標との相違	日々の変動率が原指標のN倍となる旨 の説明。	日々の変動率が原指標のマイナスN倍と なる旨の説明。
指標の特性	原指標の変化率に一定の倍率を乗じ、指標の変動率を原指標に比べ増幅させる。原指標の日々の変動率をN倍しているため、前日及び当日の間では原指標のN倍の変動率が得られるが、2日以上の期間では一般的にN倍とならない。一定レンジ内で原指標が上下して推移した場合、指標が逓減するが、同じ方向に推移する状況が続くと指標の逓減傾向は解消される特性を有している。	原指標の変化率に一定のマイナス倍率を 乗じ、指標の変動率を原指標と逆向きとする。 原指標の日々の変動率をマイナスN倍しているため、前日及び当日の間では原指標のマイナスN倍の変動率が得られるが、2日以上の期間では一般的にマイナスN倍とならない。 一定レンジ内で原指標が上下して推移した場合、指標が逓減するが、同じ方向に推移する状況が続くと指標の逓減傾向は解消される特性を有している。
原指標又は類似指標との利益・損失の違い	原指標に比べ利益・損失の額が大きくなる。	原指標と反対の利益・損失の額となる。
留意すべき 投資スタイル	(中長期的な投資) 下落相場においては、損失が原指標に連動する場合に比べ拡大していく。また、複利効果により、2日以上の期間の変動率を比較した場合には完全に原指標と正相関の関係にならない。したがって、下落相場を見込む場合や中長期的に原指標のN倍の利益を見込む場合は留意が必要。	(中長期的な投資) 上昇相場においては、損失が出る。また、 複利効果により、2日以上の期間の変動率 を比較した場合には完全に原指標と逆相 関の関係にならない。したがって、上昇相 場を見込む場合や中長期的に原指標のマ イナスN倍の利益を見込む場合は留意が 必要。

※具体的な記載内容については、各ETF等発行会社によって異なることが考えられますが、上の記載例のような説明の観点が満たされれば、要件を満たすものと判断します。また、項目によっては、指標そのものではなく、指標に連動するETF等について説明することもあります。

投資者に対する指標の説明に関する記載例 (商品先物取引等の価格を参照する指標)

説明の観点	商品先物取引等の価格を参照する指標
原資産等の価格を 参照する指標との 差異	商品価格ではなく、商品先物取引の価格を参照していること。先物取引の価格に保管コスト等が反映されていること。
ロールオーバーに 伴う損益について	先物取引において、通常、限月間に保管コスト等を反映した価格差があり、期近の先物価格よりも期先の先物価格が高くなっていく順鞘の状態(以下「コンタンゴ」)においては、次限月以降の限月への乗換え(以下「ロールオーバー」)に伴って損失が発生する場合があること。
留意すべき 投資スタイル	(中長期的な投資) コンタンゴの状態が多くなる場合等、ロールオーバーに伴う損失が累積すること等に よって対象指標が減価するおそれがあるため中長期的な投資を行う場合には留意が 必要。

※具体的な記載内容については、各ETF等発行会社によって異なることが考えられますが、上の記載例のような説明の観点が満たされれば、要件を満たすものと判断します。また、項目によっては、指標そのものではなく、指標に連動するETF等について説明することもあります。

(為替ヘッジ指標)

説明の観点	<u>為替ヘッジ指標</u>
価格形成及び為替	為替ヘッジがない指標の円建ての投資成果について、為替変動の影響を低減するため
ヘッジがない場合	に為替ヘッジを行った場合の投資成果であること。
との差異	為替ヘッジコストが反映されること。
為替ヘッジコスト	対象通貨との金利差分等の為替ヘッジコストが発生すること。
について	
留意すべき	(円建て投資成果で為替変動を含めた成果を期待する場合)
投資スタイル	為替変動損益は為替ヘッジによって基本的には相殺されるため、円建ての投資成果は
	為替変動の影響を低減した値動きとなること。

※具体的な記載内容については、各ETF等発行会社によって異なることが考えられますが、上の記載例のような説明の観点が満たされれば、要件を満たすものと判断します。また、項目によっては、指標そのものではなく、指標に連動するETF等について説明することもあります。

3-4. 提出書類

上場ETNJDRの提出書類は以下とおりです。ただし、上場規程第947条の規定に基づき行う情報の開示(適時開示)により、東証に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、東証が適当と認めるときは、当該書類を提出していただく必要ありません。

ご提出の要否については、都度東証担当者までお問い合わせください。

[変更上場申請]

項目名	提出書類	部数	提出時期	提出根拠	提出方法等
上場ETNJDRの	有価証券変更上場申請	1部	提出要件に	上場規程946条1項	・当該申請書は、その変更
名称又はETN	書 (所定)		該当した後		に先立ち、ご提出くださ
の名称			速やかに		ر١ _°
					・上場ETNJDRの名称
					変更の場合は、効力発生
					日の3週間程度前を目安
					にご提出ください。
					• 有価証券変更上場申請書
					に記載すべき事項が開示
					又は提出書類に含まれて
					いる場合は、当該開示又
					は提出をもって変更申請
					したものとみなします。

〔会社情報に係る書類の提出〕

項目名	提出書類	部数	提出時期	提出根拠	提出方法等
売出しを決定した場	目論見書	1部	作成後直ち	上場規程 948 条 1	・当該書類は公衆縦覧に供
合			1=	項、施行規則 941	されます。
				条1号a	・EDINETにより有価
					証券届出書を内閣総理大臣
					等に提出した場合に
					は、提出する必要はあり
					ません。
					・書面提出
	有価証券通知書(変更	1部	内閣総理大	上場規程 948 条 1	・Target (PDF提出)
	通知書を含む。)(写し)		臣等に提出	項、施行規則 941	
			後遅滞なく	条1号b	
合併を決定した場合	合併契約書(写し)	1部	契約締結後	上場規程 948 条 1	・当該書類は公衆縦覧に供
			直ちに	項、施行規則 941	されます。
				条2号	・Target (PDF提出)
一部繰上償還を決定	決定に係る通知書	1 部	決定を行っ	上場規程 948 条 1	・当該決定により、ETN
した場合			た後直ちに	項、施行規則 941	の発行契約書若しくは発
				条3号a	行プログラム若しくはこ
					れらに類する書類又は上
					場ETNJDRに係る信
					託契約が変更となる場合
					は、変更確定後直ちに当
					該変更後の書類をご提出
					ください (1部)。
					• Target(PDF提出)
最終償還期限の変更	決定に係る通知書	1部	決定を行っ	上場規程 948 条 1	同上
を決定した場合			た後直ちに	項、施行規則 941	
				条3号a	

項目名	提出書類	部数	提出時期	提出根拠	提出方法等
最終償還期限到来に 伴う償還に係る請求 の申込の停止を行う 場合	決定に係る通知書	1部	決定を行った後直ちに	上場規程 948 条 1 項、施行規則 941 条 3 号 a	同上
最終償還価額が決定 した場合	決定に係る通知書	1 部	決定を行った後直ちに	上場規程 948 条 1 項、施行規則 941 条 3 号 a	同上
発行契約書若しくは 発行プログラム若し くはこれらに類する	決定に係る通知書	1 部	決定を行った後直ちに	上場規程 948 条 1 項、施行規則 941 条 3 号 a	・Target(PDF提出)
書類の重要な変更を決定した場合	変更後のETNの発行 契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類	2 部	変更確定後直ちに	上場規程 948 条 1 項、施行規則 941 条 3 号 b	・当該書類は公衆縦覧に供 されます。 ・書面提出
社債権者集会の招集 その他ETNの権利 に係る重要な事項を 決定した場合	決定に係る通知書	1 部	決定を行った後直ちに	上場規程 948 条 1 項、施行規則 941 条 3 号 a	・当該決定により、ETN の発行契約書若しくは完 行プログラム若しくはこれらに類する書類又は上 場ETNJDRに係る信 託契約が変更となる場合 は、変更確定後直ちに当 該変更後の書類をご提出 ください(1部)。 ・Target(PDF提出)
発行者若しくは保証 者又は受託者が、信 託契約その他の契約	決定に係る通知書	1 部	決定を行っ た後直ちに	上場規程 948 条 1 項、施行規則 941 条 3 号 a	・Target(PDF提出)
の変更若しくは終了 その他の上場ETN JDRに関する権利 等に重大な影響を与 える事項を決定した 場合	変更後の上場ETNJ DRに係る信託契約	1部	変更確定後直ちに	上場規程 948 条 1 項、施行規則 941 条 3 号 b	・当該書類は公衆縦覧に供 されます。・Target (PDF提出)
代表者の異動を決定した場合	決定に係る通知書	1部	決定を行った後直ちに	上場規程 948 条 1 項、施行規則 941 条 4 号	 複数の上場ETNに係る 管理会社である場合、1 通のみの提出で結構です (銘柄ごとにご提出いた だく必要はありませ ん。)。 Target (PDF提出)
その他の上場ETN JDRに関する権利 等に係る重要な事項 を決定した場合	決定に係る通知書	1部	決定を行った後直ちに	上場規程 948 条 1 項、施行規則 941 条 4 号	• Target(PDF提出)
12 月末日の上場受益 権口数を把握した場 合	上場受益権口数を記載した書面	1部	把握後直ち	上場規程 948 条 1 項、施行規則 941 条 5 号	・Target(PDF提出)
12 月末日以前 1 年間 における毎月末日の	12月末日以前1年間に おける毎月末日の上場	1 部	把握後直ちに	上場規程 948 条 1 項、施行規則 941	・Target (Excel 提出)

〔第3章 開示・提出書類〕

項目名	提出書類	部数	提出時期	提出根拠	提出方法等
上場ETNJDRの 一証券あたりの償還 価額及び特定の指標 終値を把握したとき	ETNJDRの一証券 あたりの償還価額及び 特定の指標終値を記載 した書面			条 6 号	
外国会社届出書等を 初めて内閣総理大臣 等に提出することを 決定した場合	外国会社届出書等を初 めて内閣総理大臣等に 提出することを決定し た旨及び当該外国会社 届出書等の提出時期を 記載した書面	1 部	決定を行った後直ちに	上場規程 948 条 1 項、施行規則 941 条 7 号	・Target(PDF提出) ・当該書類は公衆縦覧に供 されます。
上場ETNJDRに 関する情報提供の方 法を新たに決定又は 変更する場合	上場ETNJDRに係 る情報提供方法を記載 した書面	1 部	決定又は変 更前あらか じめ	上場規程 947 条の 2 第 2 項	 Target (Excel 提出) ETN の推定償還価額及びポートフォリオ情報ファイルの提供状況についても記載していただきます。
毎月末日の上場ET NJDRの受益権ロ 数及び残存償還価額 総額を把握した場合	毎月末日の上場ETN JDRの受益権口数及 び残存償還価額総額を 記載した書面	1 部	翌月第5営業日までに	有第 948 条第 2 項	・Target (Excel 提出) ・TDnet にて受益権口数及び 残存償還価額総額の開示 を行う場合は提出不要で す。
特定非課税管理勘定 (所謂、NISAの 成長投資枠)の対象 銘柄であることを当 取引所へ申告する場 合	特定非課税管理勘定対象銘柄に関する申告書	1 部	管理会社が 指定する取 扱開始日の 14営業日前 までに	有第 1108 条第 2 項	・当該書面及び申告書添付書 類を、当取引所上場推進部 担当者宛にメールでご提 出ください。 ・申告いただいた銘柄につい ては、一覧にとりまとめた うえで、当取引所HPに掲 載します。
特定非課税管理勘定 (所謂、NISAの 成長投資枠)の対象 銘柄該当しないこと となることを当取引 所へ申告する場合	特定非課税管理勘定対 象銘柄に関する変更申 告書	1 部	管理会社が 指定する変 更日の14 営業日前ま でに	有第 1108 条第 2 項	・当取引所上場推進部担当者 宛にメールでご提出くだ さい。

3-5. その他

上場規程第947条第2項第1号q及び上場規程第947条第2項第2号kに規定する「上場ETNJ DR若しくは上場ETNJDRに係る受託有価証券であるETNに関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」に該当するものには、例えば、以下のものがあります。

(1) 収益分配金又は信託財産に係る給付金の見込額の確定

ホームページ掲載の書式を参考に、収益分配金若しくは分配金又は信託財産に係る給付金の予想数値を、権利付最終日の午前中までに開示してください。なお、決算日以外に収益分配又は給付を行う場合にも、収益分配又は給付の対象となる権利付最終日の午前中までに開示してください。

(2) 収益分配金若しくは分配金又は信託財産に係る給付金の確定

ホームページ掲載の書式を参考に、収益分配金若しくは分配金又は信託財産に係る給付金の確定数値を、計算期間又は営業期間の終了日(決算日)に開示してください。

(3)権利確定のための期間又は期日の届出

所有者名簿の閉鎖期間又は基準日を定める場合には、東証に対して、当該期間又は基準日をその2週間前までに届け出てください。

(4) 所有者に重大な影響を与える本国等の法令等の変更

所有者に重大な影響を与える本国等の法令等の変更があった場合には、その内容を開示してください。

第4章 上場廃止

上場廃止基準は、以下のとおりです。

項目	廃止基準	根拠規定	備考						
【発行者・保証	 証者】								
発行者が次のaからgまでのいずれかに該当する場合(保証者が存在する場合は、保証者が次のaからgまでのいずれ									
かに該当するが	かに該当するか、又は発行者がeからgまでのいずれかに該当する場合。この場合において、f中「上場ETNJDR								
の発行者」とあるのは「上場ETNJDRの発行者又は保証者」と読み替える。)									
資格要件	a 登録金融機関若しくは金融商品取引業	上場規程第951	・施行規則で定める者とは、						
	者若しくはこれらに相当する者又は施行	条第1項第1号	①登録金融機関、②金融商品取引業						
	規則で定める者でなくなった場合	a、施行規則第	者、③これらに相当する者の持株会						
		944 条第1項	社又は外国持株会社であって、当該						
			①~③の者の経営管理を主たる目						
			的として事業を行っている会社(金						
			融持株会社)						
			のことをいいます。						
事業活動の	b 事業活動の停止、解散又はこれと同等の	上場規程第951							
停止等	状態であると東証が認める場合	条第1項第1号							
		b							
銀行取引の	c 発行した手形等が不渡りとなり銀行取	上場規程第951	・停止されることが確実となった場合						
停止	引が停止された場合又は停止されること	条第1項第1号	とは、発行者(保証者が存在する場						
	が確実となった場合	c、施行規則第	合は、保証者)が発行した手形等が						
		944 条第 2 項	不渡りとなり、発行者から銀行取引						
			停止が確実となった旨の報告を書						
			面で受けた場合をいいます。						
破産手続等	d 法律の規定に基づく会社の破産手続、再	上場規程第951	・破産手続、再生手続若しくは更生手						
	生手続若しくは更生手続を必要とするに	条第1項第1号	続を必要とするに至った場合とは、						
	至った場合又はこれに準ずる状態になっ	d、施行規則第	発行者が、法律に規定する破産手						
	た場合	944条第3項	続、再生手続又は更生手続の開始原						
			因があることにより、破産手続、再 生手続又は更生手続を必要と判断						
			生子杭スは史土子杭を必安と刊め した場合をいいます。						
	 e 有価証券報告書等に虚偽記載を行い、か		ひた物白をいいよう。						
/의간 [10] 다 부시	つ、その影響が重大であると東証が認める	条第1項第1号							
	場合	e							
不適正意見	f 財務諸表等に添付される監査報告書又	上場規程第951							
等	は中間財務諸表等に添付される中間監査	条第1項第1号							
_	報告書若しくは期中レビュー報告書にお								
	いて、公認会計士等によって、監査報告書								
	については「不適正意見」又は「意見の表								
	明をしない」旨が、中間監査報告書につい								
	ては「中間財務諸表等が有用な情報を表示								
	していない意見」又は「意見の表明をしな								
	い」旨が、期中レビュー報告書については								
	「否定的結論」又は「結論の表明をしない」								
	旨が記載された場合であって、直ちに上場								
	を廃止しなければ市場の秩序を維持する								
	ことが困難であることが明らかであると								
	当取引所が認めるとき。ただし、「意見の								
	表明をしない」旨又は「結論の表明をしな								
	い」旨が記載された場合であって、当該記								
	載が天災地変等、上場ETN信託受益証券								
	の発行者の責めに帰すべからざる事由に								

項目	廃止基準	根拠規定	
次口	よるものであるときを除く。	以及水水	C. CHA
 有価証券報	g 2人以上の公認会計士又は監査法人に	 上場規程第 951	
告書等の提	よる監査証明府令第3条第1項の監査報	条第1項第1号	
出遅延	告書又は中間監査報告書若しくは期中レ	Q Q	
田廷是	ビュー報告書を添付した有価証券報告書	9	
	又は半期報告書を、法第24条第1項又は		
	法第24条の5第1項に定める期間の経		
	過後1か月以内(天災地変等、上場ETN		
	JDRの発行者の責めに帰すべからざる		
	事由によるものである場合は、3か月以		
	内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった		
	場合		
【財務基準等】	1		
発行者(保証	者が存在する場合は、保証者)が、事業年度の表	k日において次の a	からcまでのいずれかに該当する場合
純資産額等	a 純資産の額(純財産額)が2,500億	上場規程第951	・本国通貨の本邦通貨への換算は、原
	円未満である場合において、3年以内に	条第1項第2号	則として、直前事業年度の末日以前
	2,500億円以上とならないとき	a、施行規則第	3年間の東京外国為替市場におけ
		944 条第 4 項、	る対顧客直物電信売相場と対顧客
		5項	直物電信買相場との中値の平均又
			は直前事業年度の末日における同
			中値により行うものとします。
			・3年以内とは、発行者がa前段に該 当した日以後最初に終了する事業
			年度の末日から3年を経過する日
			(当該3年を経過する日が発行者
			の事業年度の末日に当たらない場
			合は、当該3年を経過する日の直前
			に終了する事業年度の末日)までの
			期間をいいますものとします。
自己資本比	b 次の(a)から(e)までの区分に従い、	上場規程第951	・3年以内とは、発行者がbに定める
率等	当該(a)から(e)までに該当する場合	条第1項第2号	場合に該当した日以後最初に終了
	(a)国際統基準行等	b、施行規則第	する事業年度の末日から3年を経
	次のイからハまでのいずれかに該当す	944条第6項	過する日(当該3年を経過する日が
	るとき		発行者の事業年度の末日に当たら
	イ 普通株式等 Tier1 比率が4.5%以		ない場合は、当該3年を経過する日
	下である場合において、3年以内に4.		の直前に終了する事業年度の末日)
	5%を上回らないとき		までの期間をいいますものとしま
	ロ Tier1 比率が6%以下である場合に		す。 同 物は、共進になれば日 の人もいは
	おいて、3年以内に6%を上回らないと		・国際統一基準行等及び保険会社以外の発気会団機関における「白コ湾大
	さ		の登録金融機関における「自己資本
	ハ 総自己資本比率が8%以下である 場合において、3年以内に8%を上回ら		比率」は、国際統一基準又は国内基準に係る自己資本比率とします。
	場合において、3年以内に8%を上回らないとき		・同号cの(e)の該当性においては、
	GO		発行者を含む企業集団の財務の健
	の登録金融機関		全性を示す水準が東証が適当と認
	自己資本比率が8%以下である場合に		める水準以下である場合において、
	おいて、3年以内に8%を上回らないと		3年以内に東証が必要と認める水
	**************************************		準を上回らないときをもって、同
	- (c)保険会社		(e)に該当するものとします。
	ソルベンシー・マージン比率が400%		
	以下である場合において、3年以内に4		
	00%を上回らないとき		
	(d)金融商品取引業者		
	自己資本規制比率が200%以下であ		

項目	廃止基準	根拠規定	備考
	る場合において、3年以内に200%を上回らないとき (e)(a)から前(d)までに掲げる者以外の者 (a)から前(d)までに定める基準に相当する財務の健全性を示す水準が東証が適当と認める水準以下である場合において、3年以内に東証が必要と認める水準を上回らないとき		
信用格付	c 信用格付業者又は特定関係法人により BBB-格(BBB-格に相当すると認められるものを含む。)未満の格付が付与される場合又は東証がこれに相当すると認めるもの未満の格付が付与される場合において、3年以内にBBB-格(BBB-格に相当すると認められるものを含む。)以上の格付が付与されないとき又は東証がこれに相当すると認めるもの以上の格付が付与されないとき	上場規程第 951 条第 1 項第 2 号 c、施行規則第 944 条第 7 項	・BB+の格付より、廃止基準の適用 対象となります。 ・格付基準は、各信用格付業者等によって異なるため、各社の格付方針等を勘案して判断します。一切の場合に対します。一切の特別ではその相対のないにである場合にその相対がで判断します。 ・複数格付が付与されている場合には、発行者がで判断します。 ・3年以内とは、発行者がで判断します。 ・3年以内とは、発行者がで対します。 ・3年以内とは、発行者がで対します。 ・3年との末日から3年を経過する日のを経過である事業年度の末日に当まる日の直に終了する事業年度の末日)までの期間をいうものとします。
【銘柄】	までのいずれかに該当する場合		
次のaから」。 発行プログ	a 次の(a)から(d)までのいずれかに	上場規程第 951	
ラム等の変更	該当する上場ETNJDRに係る受託有 価証券であるETNJDRに係る書店に係る書店に係る書店に係る書店であるETNの発行契れに係る信題を表示の変更が行われる場合 (a) 上場ETNJDRに係るの変更が行われる場合 (a) 上場を下りまるを表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	条第1項第3号 a	

項目	廃止基準	根拠規定	備考
	場合にETNの繰上償還を行う旨又は 信託契約を解約する旨の定めその他の 当取引所が適当と認める定めを除く。) が設けられる場合		
相関係数	b ETNの一証券あたりの償還価額と特定の指標の相関係数が O. 9未満となった場合において、1年以内に O. 9以上とならないとき	上場規程第 951 条第 1 項第 3 号 b、施行規則第 944 条第 8 項	・1年以内に0.9以上とならないときとは、相関係数が0.9未満日の日本を経過する日の日本を経過する日本を経過する日本を経過することに、相関係数が0.9以上とならないときをいいます。 ・上場後2年未満の銘柄については、適用しません。・相関係数の審査は、12月末日を基準日として毎年行うものとした場所を表現しません。・相関係数の審査は、12月末日を表現のより、12月末日を表現のより、12月末日を表現のより、12月末日を表現のより、12月末日を表現のより、12月末日を表現のより、12月末日を表現のより、12月末日のより、12月末日のより、12月末日のより、12月末日のより、12月末日のより、12月末日のより、12月末日のより、12月末日のより、12月末日のより、12月末日のより、12月末日のより、12月末日のより、12月末日のより、12月末日のより、12月末日のより、12月末日のよりにはは、12月末日のよりには、12月末日のよりには、12月末日のよりには、12月末日のよりには、12月末日のよりには、12月末日のよりには、12月末日のよりには、12月末日のよりには、12月末日のよりには、12月末日のよりには、12月末日のよりには、12月末日のよりには、12月末日のよりには、12月末日のよりには、12月末日のよりには、12月末日のよりには、12月末日のよりには、12月末日のよりには、12月末日のよりにはは、12月末日のよりにはは、12月末日のよりにはは、12月末日のよりにはは、12月末日のよりにはは、12月末日のよりにはは、12
発行額 (純資 産額等 25% 以内)	c 上場ETNJDRの発行者(保証者が存在する場合は、保証者。以下このcにおいて同じ。)が発行するETN(国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限ります。以下このcにおいて同じ。)の残存償還価額総額(他社の発行するETNの償還を保証する額を含む。)が、発行者の純資産の額(純財産額)の25%を超過する場合において、3年以内に25%以下とならないとき d 次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合	上場規程第 951 条第 1 項第 3 号 c、施行規則第 944 条第 9 項	・3年以内とは、c前段に該当した日 以後最初に終了する事業年度の末 日から3年を経過する日(当該3年 を経過する日が発行者の事業年度 の末日に当たらない場合は、当該3 年を経過する日の直前に終了する 事業年度の末日)までの期間をいい ますものとします。
最終償還期 限の到来	(a)上場ETNJDRに係る受託有価証券であるETNの最終償還期限が到来する場合	上場規程第 951 条第 1 項第 3 号 d(a)、施行規則 第 944 条第 10 項	・最終償還期限が到来する場合には、 ETNの全額について最終償還期 限を繰り上げて償還することによ り最終償還期限が到来することと なる場合を含むものとします。この 場合において、発行者から、当該償 還を行う旨の取締役会決議通知書 (代表取締役又は執行役が決定し た場合は、決定通知書)等の書面に よる報告を受けたときに最終償還 期限が到来する場合に該当するも のとして取り扱います。

項目	廃止基準	根拠規定	備考
期限の利益	(b)上場ETNJDRに係る受託有価証	上場規程第951	
の喪失	券であるETNが、期限の利益を喪失し	条第1項第3号	
	た場合	d(b)	
吸収分割等	(c)吸収分割又は新設分割により上場E	上場規程第 951	発行者が発行する(c)に規定する
	TNJDRの受託有価証券であるET	条第1項第3号	ETNに係る債務が他の会社に引
	Nに係る債務が他の会社に承継される	d(c)、第2項	き継がれ、かつ、当該他の会社が「E
	場合		TNJDR上場契約書」を提出する
			場合を除きます。
 上場契約違	e 上場ETNJDRに係る上場契約を締		 ・施行規則で定める場合は、施行規則
	結した者が上場契約について重大な違反	条第1項第3号	第601条第10項の規定を準用
~ 4	を行った場合として施行規則で定める場	e、施行規則第	します。
	合、上場規程第944条第1項の規定によ	944 条第 11 項	
	り提出した宣誓書において宣誓した事項)	
	について重大な違反を行った場合又は上		
	場契約を締結すべき者が上場契約の当事		
	者でなくなることとなった場合		
指定振替機	f 当該上場ETNJDRが指定振替機関	上場規程第951	株式会社証券保管振替機構(JAS)
関の取扱い	の振替業における取扱いの対象とならな	条第1項第3号	DEC)が指定振替機関となりま
	いこととなった場合	f	す。
重複上場等	g 当該上場ETNJDRに係る受託有価	上場規程第951	・ETNの外国金融商品取引所等にお
	証券であるETNが上場若しくは継続的	条第1項第3号	ける上場廃止の理由等又は東証に
	に取引されるすべての外国金融商品取引	g	おける流通の状況その他の事由を
	所等において当該上場ETNJDR等の		勘案して、上場を廃止することが適
	上場廃止が決定された場合又は外国金融		当でないと認められるときを除き
	商品取引所等における当該上場ETNJ		ます。
	DR等の相場を即時に入手することがで		・保証者が存在しない場合において発
	きない状態となったと東証が認めた場合		行者が外国の者以外であるとき又
			は保証者が外国の者以外であると
			きを除く
適切な保証	h 上場ETNJDRに係る受託有価証券	上場規程第951	・適切な保証とは、次の各号に掲げる
	であるETNの発行契約書若しくは発行	条第1項第3号	保証をいいます。
	プログラム又はこれらに類する書類に適	h	(1)新規上場申請銘柄に係る受託有価
	切な保証を行う旨の記載がなくなること		証券であるETNの所有者が新規
	(保証者が存在する場合に限ります。)。		上場申請に係るETNJDRの保
			証者に対して有する債務の支払等
			の権利についての保証
			(2)その他投資者保護上必要かつ適当
 信託契約等	; 笠 Q/5 冬笠1百笠2旦:1-坦ウナ1号	上担担和签 OC1	と認められるものについての保証
	i 第 945 条第 1 項第 3 号 j に規定する信	上場規程第951	・上場ETNJDRに係る受託者等の
の終了	託契約その他の契約が終了となる場合	条第1項第3号 :	変更により当該信託契約その他の 契約が終了となる場合を除きます。
		1	
			・JDRに係る信託契約その他の契約が終了となる場合には、上場廃止な
			りますが、JDRに係る信託会社の
			変更により、当該信託契約その他の
			契約が終了となる場合であって、東
			証におけるJDRの取引及び決済
			に支障がないと認められるときに
			は、上場廃止としない場合がありま
			す。
指標の喪失	iの2 上場ETNJDRに係る特定の指	上場規程第 951	
	標がなくなった場合	条第1項第3号	
			ı

項目	廃止基準	根拠規定	備考
		iの2	
指標の変更	iの3 上場ETNJDRに係る特定の指	上場規程第951	・詳細は (注 1) をご覧ください。
	標が新たな指標へ変更される場合その他	条第1項第3号	
	これに類する場合であって、変更後の指標	iの3	
	が第945条第1項3号bに適合しない		
	と当取引所が認めるとき又は当該指標の		
	変更が上場ETNJDRの商品性に著し		
	い影響を及ぼすものと当取引所が認める		
	とき		
その他	j 上記のほか、公益又は投資者保護のた	上場規程第951	
	め、東証が当該上場ETNJDRの上場廃	条第1項第3号	
	止を適当と認めた場合	j	

(注1)

上場ETNJDRの指標変更の典型事例としては、既存の連動対象指標が何らかの理由によって算出終了となり類似指標へ変更する場合やファンド費用の低減を目的として類似指標へ変更する場合などを想定しています。

変更後の指標が適格性要件を満たす場合であっても、当該指標の変更について「上場ETNJDRの商品性に著しい影響を及ぼすものと当取引所が認めるとき」には、上場ETNJDRは上場廃止となります。例えば、変更後の指標に係る上場ETNJDRが当取引所において現に新規上場を認めていない性質のものである場合、主たる投資対象資産のアセットクラスが変更となる場合、主たる投資対象地域の変更により商品コンセプトが著しく変化する場合、レバレッジ型・インバース型指標以外の指標をレバレッジ型・インバース型指標に変更する場合などは上場廃止の対象です。また、上場廃止に至らないケースについても、例えば、同一の投資対象資産・地域内での投資ファクターの変更等、投資者に混乱をきたす可能性のある指標変更については、事前相談の段階で、その意義や必要性について詳細を確認します。

加えて、既存の連動対象指標について、その算出方法及び構成銘柄の変更基準・方法に変更が生じる場合で、指標の適格性が失われる可能性が高い場合や上述したような商品性に著しい影響が及ぶ可能性が高いケースは、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものとして適時開示の対象として取扱うとともに上場廃止審査の対象となります。

基本的な考え方は以上のとおりですが、上場廃止に係る判断は個別具体的になされます。事前の審査手続きが必要となりますので、指標変更の決定に係る適時開示の少なくとも2カ月程度前には事前にご相談ください。

第5章 上場に関する料金

ETNJDRの発行者には下記の各料金をお支払いいただきます。

5-1. 上場審査料

【保証者が存在しないケース】

- 次の(a)及び(b)に定める額を合計した額とする。
 - (a) 次のイ又は口に掲げる場合の区分に従い、当該イ又は口に定める額*1
 - イ 新規上場申請に係るETNJDRの発行者が上場ETNJDR(上場が承認されたETNJDRを含む。以下この号において同じ。)の発行者又は上場審査中のETNJDRの発行者である場合 O 円
 - ロ 前イに掲げる場合以外の場合 199万円
 - (b) 新規上場申請に係るETNJDRの銘柄数に1万円を乗じた額
- ・ 支払期限:上場申請日が属する月の翌月末日

【保証者が存在するケース】

- ・ 次の(a)から(c)までに定める額を合計した額とする。
 - (a) 次のイ又は口に掲げる場合の区分に従い、当該イ又は口に定める額*1
 - イ 新規上場申請に係るETNJDRの発行者が上場ETNJDRの発行者又は上場審査中のETNJDRの発行者である場合 0円
 - ロ 前イに掲げる場合以外の場合 49万円
 - (b) 新規上場申請に係るETNJDRの銘柄数に1万円を乗じた額
 - (c) 次のイ又は口に掲げる場合の区分に従い、当該イ又は口に定める額
 - イ 新規上場申請に係るETNJDRの保証者が上場ETNJDRの保証者又は上場審査中のETNJDRの保証者である場合 O円
 - ロ 前イに掲げる場合以外の場合 150万円
- 支払期限:上場申請日が属する月の翌月末日

5-2. 新規上場料

- ・ 金額:上場ETNJDRの上場受益権口数に係る償還価額総額(上場受益権口数に、上場ETNJDRに係る受託有価証券であるETNの一証券あたりの償還価額を乗じて得た金額をいいます。以下同じ。)の1万分の0.75(0.75ベーシスポイント)
- ・ 計算対象: ETNJDRごとに、<u>上場日現在</u>における上場受益権口数に係る償還価額総額を基準とします。 ETN一証券あたりの償還価額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、上場日における東京外 国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算します。
- ・ 上記の計算により算出された金額が、10万円未満となる場合には10万円とし、300万円を超える場合には300万円とします。ただし、当分の間、上限を100万円とし、10万円未満となる場合には10万円としません(下限を設けません。)。
- 支払期限:上場日の属する月の翌月末日

5-3. 追加信託時の追加上場料

- ・ 金額:上場受益権口数に係る追加信託総額の1万分の0.75(0.75ベーシスポイント)
- ・ 上記の計算により算出された金額が、10万円未満となる場合には10万円とし、300万円を超える場合には300万円とします。ただし、当分の間、上限を100万円とし、10万円未満となる場合には10万円としません(下限を設けません。)。
- ・ 計算対象: <u>毎年の12月末日現在</u>の上場受益権口数に係る償還価額総額を基準とし、新規上場日現在の 上場受益権口数に係る償還価額総額及び新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在の上場受 益権口数に係る償還価額総額のうち最大のものからの増加額を上場受益権口数に係る追加信託総額とみ なします。この場合、上場受益権口数に係るETN一証券あたりの償還価額が本邦通貨以外の通貨で表 示されている場合には、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中 値により本邦通貨に換算します。
- ・ 支払期限: 当該基準とした日の属する月の3か月後の月の末日

5-4. 年間上場料

- ・ 金額: ETNJDRごとに、上場受益権口数に係る償還価額総額の1万分の0.75(0.75ベーシスポイント)
- ・ 上記の計算により算出された金額が、10万円未満となる場合には10万円とし、300万円を超える場合には300万円とします。ただし、当分の間、上限を100万円とし、10万円未満となる場合には10万円としません(下限を設けません。)。
- ・ 計算対象: <u>前年の12月末日</u>(当該日の翌日以後に上場された銘柄については、上場日) 現在における 上場受益権口数に係る償還価額総額を基準とするものとし、当該ETNの一証券あたりの償還価額が本 邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の 売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算します。
- ・ 支払期限:上記の計算によって計算された金額について、半額ずつを次の期日までに支払うものとします。

4月から9月までの期間に対応する年間上場料	9月末日
10月から翌年3月までの期間に対応する年間上場料	同年3月末日

- ※ 1:新規上場申請に係るETNJDRの発行者が、上場ETNJDR(上場が承認されたETNJDRを含む。)又は上場審査中のETNJDRの発行者と同一の企業グループに属する場合であって、当該企業グループに属する特定の会社が当該新規上場申請に係るETNJDR及び当該上場ETNJDR又は上場審査中のETNJDRの上場方針を決定していると東証が認めるときは、当該新規上場申請に係るETNJDRの発行者を上場ETNJDRの発行者とみなします。
- ※2:100円未満の金額(消費税額及び地方消費税額を除きます。)は切り捨てます。
- ※3:料金の支払いは、本邦通貨によるものとします。
- ※4:発行者が、料金を支払期日までに支払わない場合には、発行者に対し、支払期日の翌日から 完済の日までの遅延損害金を100円につき1日4銭の割合によって請求できるものとしま す。
- ※5:上場した年の年間上場料の扱いは、次の表をご参照ください。なお、支払対象期間は上場日の翌月からスタートします。

■上場した年における年間上場料について (計算対象となる償還価額と支払対象期間)

	5年間上場料について (計算対象となる債遠価額と支払対象期間) 支払い時期			
	3月支払 9月支払 翌年3月の支払 翌年9月の支払			翌年9月の支払
1月上場の場合	上場日現在の上場受益 権口数に係る償還価額 総額で2、3月の2か 月分 上場日現在の上場受益	上場日現在の上場受益 権口数に係る償還価額 総額で4~9月の6か 月分		
2月上場の場合	権口数に係る償還価額 総額で3月の1か月分			
3月上場の場合	_	上場日現在の上場受益 権口数に係る償還価額 総額で4~9月の6か 月分		
4月上場の場合	_	上場日現在の上場受益 権口数に係る償還価額 総額で5~9月の5か 月分	請求月の前年12月末 現在の上場受益権口数 に係る償還価額終額で	
5月上場の場合	_	上場日現在の上場受益 権口数に係る償還価額 総額で6~9月の4か 月分	に係る償還価額総額で 10〜翌年3月の6か 月分	請求月の前年12月 末現在の上場受益権 口数に係る償還価額 総額で翌年4~9月 の6か月分
6月上場の場合	_	上場日現在の上場受益 権口数に係る償還価額 総額で7~9月の3か 月分		
7月上場の場合	_	上場日現在の上場受益 権口数に係る償還価額 総額で8~9月の2か 月分		
8月上場の場合	_	上場日現在の上場受益 権口数に係る償還価額 総額で9月の1か月分		3 5 7 7 7 7
9月上場の場合	_	_	請求月の前年12月末 現在の上場受益権口数 に係る償還価額総額で 10~翌年3月の6か 月分	
10月上場の場合	_	_	請求月の前年12月末 現在の上場受益権口数 に係る償還価額総額で 11~翌年3月の5か 月分	
11月上場の場合	_	_	請求月の前年12月末 現在の上場受益権口数 に係る償還価額総額で 12~翌年3月の4か 月分	
12月上場の場合	_	_	請求月の前年12月末 現在の上場受益権口数 に係る償還価額総額で 翌年1~3月の3か月 分	

第6章 JDRの信託契約及びその他の契約の概要

6-1. JDRの信託契約の概要(例示)

ETNJDRの上場にあたっては、委託者とJDR受託者との間で、JDRに係る「信託契約」を締結する必要があります。

以下で示す内容は、あくまでも「信託契約」の例示の一つ(以下で示す内容は、三菱UFJ信託銀行株式会社の契約雛形を参考に作成した例示です)に過ぎません。「信託契約」の内容を検討するにあたっては、JDR受託者となる信託銀行等と上場申請の前に十分にご相談ください。

なお、特に、信託契約の委託者が複数となる場合や、委託者が委託者以外の者の所有する財産を信託設 定する場合には、別途その内容を確認するための資料提出をお願いすることがありますので、東証にも事 前にご相談ください。

	項目	内 容	備考
1.	信託契約名	受託ETNが分かる名称とする	
2.	信託の種類	受益証券発行信託	cf.信託法第 185 条第 3 項
3.	委託者	国内法人 一般的には金融商品取引業者	
4.	委託者の権利	委託者の権利は無し(又は大幅に制限)	cf.信託法第 145 条第 1 項、同第 215 条各 号
5.	委託者の地位	受託者が認めるときは譲渡可能	cf.信託法第 146 条第 1 項
6.	受託者	信託銀行(信託会社)	
7.	受益者	当初:委託者の定める者、その後:投資家	
8.	契約当事者	委託者・受託者・ETN発行者	✓ 委託者・受託者間での信託契約に加 えて、ETN発行者・受託者間での 契約が必要(原則、複合契約とする)
9.	信託の目的	受託ETNを受益者のために管理及び処分することを目的とする	✓ 受託者は運用を行わない
10.	信託財産	ETN (1種類のみ)	
11.	信託収益の分配	受託ETNから生じる分配金等があれば、権利確 定日の受益者に交付する	✓ 日本円で交付(受益者負担の手数料 等がある場合には控除した上で交 付)
12.	受益権付与率	受託ETN1 口に対する受益権の口数	✓ 信託契約に明示(変更可能)
13.	権利確定日	実務的な観点から、信託法の定める基準日ではな く、別途、権利確定日を設定する	
14.	信託期間	信託が終了する日まで	✓ あらかじめ特定の期間とはしない
15.	信託決算日 (計算期日)	年1回以上	
16.	受益証券	振替受益権とし、証券は発行しない	cf.振替法律第 127 条の 2 第 1 項
17.	受益証券の金融 商品取引法上の 位置づけ	有価証券信託受益証券	cf.施行令第2条の3第3号
18.	受益者への通知	無記名受益証券を保有する受益者に対してすべき 通知は、証券保管振替機構から通知される受益者	cf.信託法第 191 条、第 265 条 ✓ 公告は、官報のほか、受託者におけ

	項目	内 容	備考
		通知に基づく氏名又は名称及び住所に対して通知 するとともに、公告を行う	る公告も行う。
19.	信託報酬、手数 料、信託費用	個別に契約に定める	
20.	会計	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その 他の企業会計の慣行をしん酌して行う	✓ 原則として、一般社団法人信託協会 が定める「受益証券発行信託計算規 則」に従う
21.	税務	上場特定受益証券発行信託 特定口座での取扱いが可能	cf.法人税法第2条第29号ハ、租税特別 措置法第9条の4の2第1項、同第37 条の10第2項6号、租税特別措置法施 行令第4条の7の2第1項、同第25条 の8第9項
22.	受託者の義務	軽減無し	cf.信託法第 212 条
23.	追加信託 ETN→信託受益権	同一種類のETNでの設定に限って可能	
24.	追加信託制限	信託契約により、一定要件下で追加信託を制約可能 原則として、追加信託の上限はあらかじめ信託契 約に記載	
25.	一部解約 信託受益権→ETN	信託財産であるETNでの引き出しに限って可能 (金銭での受領は不可) ETNの受け渡しは海外決済	
26.	解約制限	信託契約により、一定要件下で解約を制約可能	
27.	委託者による受 益権買取	受益者は、委託者に対して受益権の買取請求が可能(ただし、最低金額又は最低口数の基準を設けることも可)	
28.	損失リスク (損失補てん等)	受益者は、ETNに投資することと同様の投資リスクを負う 受託者は、損失の補てん、元本の補てん及び利息 の補足を行わない	
29.	信託契約の変更	信託契約の定めに従い可能	✓ 信託契約の重要な変更を決定した 場合、ETN 発行者から、適時開示 を行う(規程第 947 条第 3 項第 1 号 p 及び第 7 号)
30.	契約変更時の受 益権取得請求	重要な信託の変更が生じた場合において、受益者 は受託者に対して受益権取得請求ができる	cf.信託法第 103 条
31.	終了要件(例)	 信託法第163条の事由の発生(同条第9号を除く) ETNの償還 ETNJDRの上場廃止、上場承認が受けられないとき ETNの上場廃止 法令等(現地含む)により、終了が必要なとき存続が困難になったとき 当事者の重大な契約違反 	✓ 委託者又は各受益者からの申出に よる終了は認めない

ı	項目	内 容	備考
		7) 受託者が不在となった場合で、新受託者が選任されないとき	
		8) 受託者が免許取消等を受けた場合で、新受託 者が選任されないとき	
		9) 委託者、ETN発行者の倒産手続等の開始の 申立	
		10) 信託費用、報酬が支払われないとき	
		11) 証券保管振替機構における取扱いの廃止	
		12) 特定受益証券発行信託に該当しなくなったとき	
		13) 有価証券信託受益証券に該当しなくなったとき	
		14) 純資産総額が一定額を下回った場合で、ET N発行者からの終了の申出があったとき	
		15) その他受託者が信託の継続が困難と判断した場合で、受益者が承認したとき	
32.	信託の終了	信託が終了した場合には、受益者が清算職務を行 う。	cf.信託法 177 条
		なお、残余財産の給付は、信託終了日の受益者に 対して、金銭で行う	
33.	受益者集会	信託の変更等が生じた場合には、受益者集会によ	cf.信託法 105 条第 2 項ただし書
		らず書面による同意を可能とする	
34.	法定開示義務者	ETN発行者	cf.定義閣府令第14条第2項第3号
35.	上場申請者	ETN発行者	
36.	金融商品取引所 開示義務者	ETN発行者	
37.	受託者の辞任、解 任	法令要件又は信託契約の定めによる	cf.信託法第 57 条、第 58 条
38.	準拠法	日本法	✓ 東京地方裁判所等国内の裁判所を 第一審の専属的合意管轄裁判所と する
39.	正本	日本語によるものを正本とする	
40.	その他	受託ETNに応じた条件があれば信託契約に記載 する	

※ETN-JDR の受益者が受益権の行使を行う場合には、振替法第127条の27に従い書面を提示する。

6-2. その他の契約の概要(例示)

ETNJDRの上場にあたっては、受託有価証券となるETNの発行者とJDR受託者信託銀行(信託会社) との間で、JDRに係る「その他の契約」を締結する必要があります。

以下で示す内容は、あくまでも「その他の契約」の例示の一つ(以下で示す内容は、三菱UFJ信託銀行株式会社の契約雛形を参考に作成した例示です)に過ぎません。「その他の契約」の内容を検討するにあたっては、 実務面での対応も含めて、信託銀行(信託会社)と十分にご相談ください。

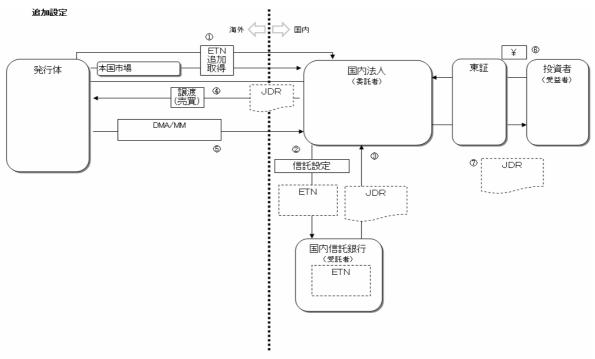
	項目	内容	備考
1.	受託者の提供 義務	ETN発行者が金融商品取引所で行う適時開示や書類提出に必要な事項について、受託者からの提供義務について定める	
2.	発行会社の通 知義務	ETN発行者が必要な事項を受託者に通知する旨について定める	
3.	その他	その他必要な事項を定める	

第7章 各種フロー

以下で示す内容は、あくまでもの例示の一つに過ぎません。具体的なフローを検討するにあたっては、金融商品取引業者や信託銀行等と十分にご相談ください。

(1) 追加設定

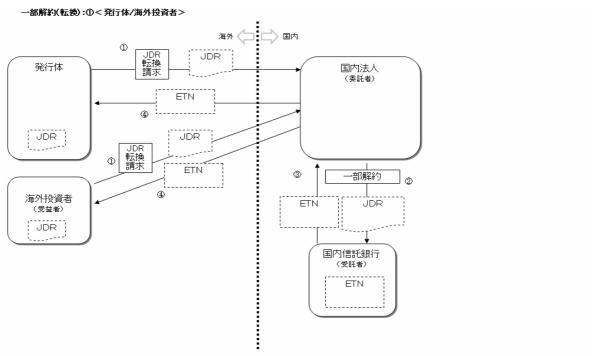
海外既発証券又は海外新発証券を日本国内現地法人(JDR委託者)が取得し、追加信託設定を行うことによりJDRの追加発行を行います。



(2) 一部転換

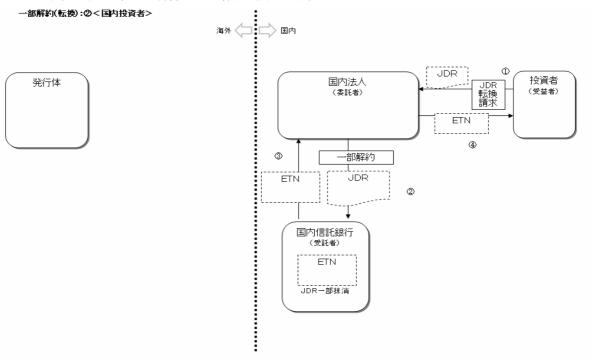
① 海外保有者のJDR一部解約

JDRを保有する海外投資家は、JDRを解約し、自国市場で売買することが可能となります。



② 国内保有者のJDR一部解約

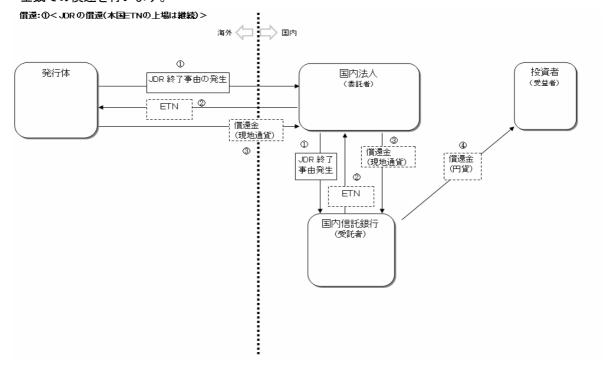
JDRを保有する国内投資家は、原則としてJDRのみで取引を行いますが、現地のDTCC、 Euroclear 等に口座を持つ投資家はJDRを解約し、原証券を引き出し海外市場で売買することが可能と なります。(現地法令上の制約がない場合に限ります。)



(3)終了

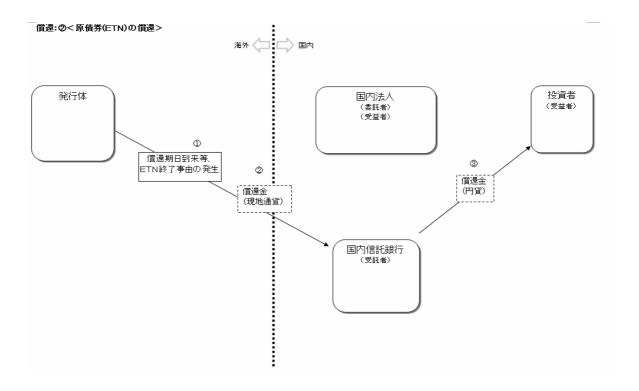
① ETNJDRの上場廃止時等

上場廃止となる場合、受託者たる信託銀行が償還金を受け取り、国内投資家に対してETNではなく 金銭での償還を行います。



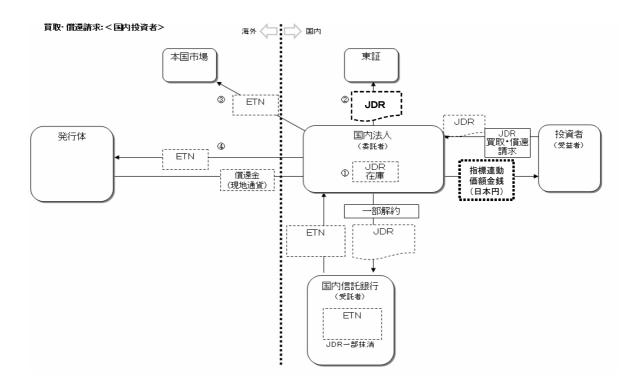
② ETNの償還

ETNが償還される場合、受託者たる信託銀行が償還金を受け取り、国内投資家に対して ETN ではなく金銭での償還を行います。



(4)買取請求・償還請求

国内保有者は、委託者たる証券会社に買取・償還請求を行うことができ、証券会社は指標連動した価額での金銭を保有者に支払います。



第8章 その他

8-1. サポート・メンバー制度について

■有価証券上場規程第945条第1項第3号e(a)

東証の市場における新規上場申請銘柄の流通の確保のために、当該新規上場申請銘柄の上場の時までに業務規程第68条に規定する東証が指定する取引参加者が指定される見込みがあること。

■業務規程第68条

(外国株券等の円滑な流通の確保)

外国株券、投資信託受益証券、投資証券、内国商品信託受益証券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券(以下この条において「外国株券等」といいます。)について、幹事金融商品取引業者等(幹事である金融商品取引業者をいい、指標連動型投資信託受益証券にあっては、指定参加者(募集の取扱いを行う者をいいます。)をいい、外国投資信託受益証券、外国証券信託受益証券(外国法人の発行する株券を信託財産とするものを除く。)及び外国受益証券発行信託の受益証券にあっては、東証が定めるところにより東証が指定する取引参加者をいいます。)である取引参加者は、東証の市場における当該外国株券等の円滑な流通の確保に努めるものとする。

a. サポート・メンバー制度⁷の概要

サポート・メンバー制度は、外国ETF及びETNについては、株式における主幹事証券会社や内国 ETFにおける指定参加者のような流動性維持に関与する存在がないことから、外国ETF及びETN の流動性の向上について支援が可能な取引参加者を確保するため、取引参加者からの任意の申請に基づ き、東証が銘柄ごとにサポート・メンバー及びそれに準じる準サポート・メンバー(以下「サポート・ メンバー等」といいます。)を指定する制度です。

東証がサポート・メンバー等に指定した取引参加者の皆様には、当該指定に係る外国ETF及びET Nについて、円滑な流通の確保に努めていただき、とりわけ、受益者の分布の状況が不均衡な上場直後 の期間においては、流通が不安定とならないよう、適正な値段及び数量の売買8を行うことに努めていた だくことになります。当該制度においては、発注時間や数量など売買に関する義務内容は特に定めず、 当該銘柄の特性、市場の状況等を勘案して、当該サポート・メンバー等が適当と判断する可能な範囲内で、当該銘柄に発注をしていただき、当該銘柄の流動性のご支援をお願いするものです。

また、サポート・メンバー等である取引参加者が、自身では円滑な流通の確保に係る注文を行わず、 第三者のマーケット・メイク業者(海外業者を含む。)等より、一定の契約関係に基づいて円滑な流通の 確保に係る注文を受託することもできます。

⁷ 業務規程上では、「外国ETF等サポート・メンバー制度」との名称で運用を行います。なお、外国ETF等サポートメンバーとは、①外国ETFサポートメンバー、②外国ETF準サポートメンバー、③ETNサポートメンバー、④ETN準サポートメンバーを総称したものとなります。また、2011年4月より「外国ETFサポート・メンバー制度」から「外国ETF等サポート・メンバー制度」に制度の名称が変更となっております。

⁸ 対象ETN、及び、対象ETNのヘッジに使用する金融商品等の相場状況、値段等の取引条件、ポジション・リスク等を 考慮して、取引参加者が適正と考える値段及び数量の範囲内で呼値を行うことをいいます。

なお、上場制度上、ETNJDRの新規上場申請者に対しては、新規上場時にサポート・メンバー等の指定が行われる見込みがあることを求めています。したがいまして、上場申請時には事前にサポート・メンバー等の申請を行う取引参加者各社との調整が求められますので、ご留意ください。

b. サポート・メンバー等の指定・辞退の手続き

① サポート・メンバー等への指定

サポート・メンバー等の指定を希望される取引参加者におかれましては、指定を希望される銘柄ごとに、それぞれ「外国ETF等サポート・メンバー指定申込書」又は「外国ETF等準サポート・メンバー指定申込書」(以下「指定申込書」といいます。)を提出してください。それぞれの指定申込書は弊社のTarget「フォーマット集」にある参考様式がになります。

なお、サポート・メンバーの指定を希望される取引参加者におかれましては、指定申込書の提出の際に、併せて円滑な流通の確保のための注文発注に関する方針について記載した書面(「円滑な流通の確保に関する基本方針」(様式自由))を提出してください。当該書面には、サポート・メンバーの指定を希望される取引参加者において、「当該銘柄に係る売呼値及び買呼値を行うこと」、「円滑な取引成立の観点から、値段等の取引条件を勘案して当該取引参加者が適当と判断する範囲内で、既に行われている当該銘柄の呼値に対当する呼値を行うことのいずれかについて努める旨」など、円滑な流通の確保のための基本的な方針を可能な範囲で記載ください。サポート・メンバーは、当該基本方針に従って円滑な流通の確保に努めることが期待されます10。なお、当該書面は公表しません。

準サポート・メンバーの指定を希望される取引参加者におかれましては、「円滑な流通の確保に関する 基本方針」の提出は不要です。ただし、当該書面の提出を妨げるものではございません。なお、当該書 面は公表しません。

また、サポート・メンバー等の指定を希望される取引参加者が、自身では円滑な流通の確保に係る注文を行わず、第三者のマーケット・メイク業者等より、一定の契約関係に基づいて円滑な流通の確保に係る注文を受託する場合¹¹には、当該取引参加者と当該業者等の間の契約内容の概要が分かる書面等を併せて提出いただきます。

お申込いただいた取引参加者に対して、提出書面の確認等をさせていただいた後、東証から「外国ETF等サポート・メンバー指定通知書」又は「外国ETF等準サポート・メンバー指定通知書」をお送りさせていただきます。

なお、サポート・メンバー等の指定及びその維持にあたって、東証に対する追加費用は発生しません。

⁹ 指定申込書の参考様式について、確認事項等に必要に応じて文言を追加すること(例えば、外国ETF等準サポート・メンバー指定申込書の確認事項において、「円滑な流通の確保に関する基本方針」を添付し、当該基本方針に基づき「円滑な流通の確保」に努める旨を追記していただくなど)は妨げませんが、参考様式に記載されている内容の変更・削除は、原則としてできません。

¹⁰ 当該書面に、対象外ETN及び対象ETNのヘッジに使用する金融商品等の相場状況、値段等の取引条件、ポジション・リスク等に照らして円滑な流通の確保のための売り呼値、買い呼値の一方又は双方を行うことができない場合(システム障害、対象ETN又は対象ETNのヘッジに使用する金融商品等の価格に重大な影響を与える発表・報道や相場の急変等)について記載いただいた場合には、これらの記載に従って円滑な流通の確保を行うことが期待されます。

¹¹ この場合には、指定申込書の確認事項に、①円滑な流通の確保に努める具体的な方法として、取引参加者が指定する第三者が行う注文を受託し、当該注文を東証市場に発注するとともに、②円滑な流通の確保のため、当該取引参加者が当該銘柄の呼値の状況に応じて当該第三者に適時適切に連絡を行うことに努める旨を追記していただきます(参考様式をご参照ください)

② サポート・メンバー等の指定取消し

サポート・メンバー等の指定を受けた後、指定取消しを希望する場合には、指定取消しを希望する日 (以下「指定取消日」といいます。)の1か月前までに、「外国ETF等サポート・メンバー指定取消し申込書」「外国ETF等準サポート・メンバー指定取消し申込書」を提出してください。

東証は、提出書面の確認等をさせていただいた後、東証から「外国ETF等サポート・メンバー指定 取消し通知書」又は「外国ETF等準サポート・メンバー指定取消し通知書」をお送りさせていただき ます。

なお、投資者の混乱防止等の観点から、指定取消日は、外国ETF等サポート・メンバー等に指定された日から起算して6か月を経過した日以降の日としてください。

上記サポート・メンバー等による指定取消し希望のほか、東証は、ETNの市場秩序の維持、投資者保護の観点から必要と認める場合には、指定を取り消すことがあります。

c. 取引料の割戻し

サポート・メンバーの指定を受けた取引参加者につきましては、指定に係る銘柄におけるサポート・メンバーに指定された日以降の取引実績に応じて、取引料の割戻しをさせていただきます。

なお、準サポート・メンバーの指定を受けた取引参加者におかれましては、上記取引料の割戻しはご ざいませんので、了承ください。

サポート・メンバーに対する具体的な取引料の割戻し額は、毎年4月から翌年3月末日までの間にサポート・メンバーが東証立会市場において行った、サポート・メンバーの指定に係る銘柄の売買¹²のうち、外国ETFサポート・メンバーとして行ったものとして指定する注文に係る売買の取引代金の合計額¹³に、万分のO. 261(O. 261ベーシスポイント)を乗じて算出した額(円単位未満の端数は切り捨てます。)となります。

ただし、外国ETF等サポート・メンバーの指定又は指定取消しの日が属する年度における取引料の割戻しについては、当該指定の日又は指定取消しの日を、それぞれ当該年度の初日又は最終日とします。割戻しの方法としては、毎年4月下旬を目途に、その前年度の取引料の引落し口座に振り込ませていただきます。

d. その他

① サポート業務取扱担当者の届出

サポート・メンバー制度に関する諸連絡において、東証との連絡の窓口となっていただける方として、「外国ETF等サポート業務取扱担当者届出書」に基づき、指定日までに「外国ETF等サポート業務取扱担当者」の届出してください。

なお、サポート業務取扱担当者に変更が生じた場合はその都度届出してください。

¹² 当該銘柄のToSTNeT市場における売買は含まれません。また、過誤訂正等のための売買(業務規程第41条に定める売買をいいます。)及び復活のための売買(業務規程第42条に定める売買をいいます。)を含みます。

¹³ 当該指定した勘定による売買のなかに、「円滑な流通の確保」のために行った売買以外の売買がある場合であっても、当該指定した勘定による売買の売買代金の合計額をもとに、取引料の割戻しに係る計算を行います。

② サポート・メンバーの公表等

東証は、サポート・メンバーの指定又は指定取消しを行ったときには、その旨を各取引参加者に通知 します。併せて、東証ホームページにおいても、その旨を公表します。

準サポート・メンバーにおかれましては、上記通知・公表は行いません。

③ サポート・メンバー制度に関する様式の掲載

サポート・メンバー制度に係る以下の書類の様式につきましては、Target「届出書類」 \rightarrow 「フォーマット集一覧」 \rightarrow 「株式部(株式関係)」に掲載しています。

【Target「フォーマット集」掲載様式】

- ○外国ETF等サポート・メンバー指定申込書(参考様式)
- ○外国ETF等準サポート・メンバー指定申込書(参考様式)
- ○外国ETF等サポート・メンバー指定取消し申込書
- ○外国ETF等準サポート・メンバー指定取消し申込書
- ○外国ETF等サポート業務取扱担当者届出書

8-2. 売買等の取扱い

(1) 売買等の制度上の取扱い

売買等の制度上の取扱いは、以下のとおりとなります。

_	
*	百

〔売買立会時間〕

・内国ETFと同じ取扱い(業務規程第2条第1項第1号「株券」の定義に含まれます。)

〔売買の種類〕

- ・内国ETFと同じ取扱い(当日決済取引、普通決済取引)。(業務規程第9条第1項第2号、内国ETFとは該当条文が異なります。)〔呼値〕
- ・内国ETFと同じ取扱い (業務規程第14条第3項第2号) [売買単位]
- ・外国ETFと同じ取扱い(業務規程第15条第1号b) 原則として、500円以上5,000円未満の銘柄については10口単位で 売買を行います。(外国株券の売買単位に関する規則第2条第2項)
- ・ただし、本国における法制度等を勘案し、東証が1口で取り扱うことが適当であると認める場合には、1口単位で売買することとします。

〔制限値幅〕

・内国ETFと同じ取扱い。

(呼値の制限値幅に関する規則第2条第1項「株券」の定義に含まれる。) [基準値段]

- ・外国ETFなどの海外取引所との重複上場銘柄と同じ取扱い。 (呼値の制限値幅に関する規則第4条第1項第2号の「外国株券」の定義に含まれます。)
- ・具体的には、基準値段は、新規上場日は本国相場(ニューヨーク証券取引所など)の直近値段を円換算した価格基準値段とし、新規上場日の翌日からは、原則として、東証市場における前日最終値段を基準値段とします。(その後は、半年ごと(毎年4月と10月)に見直しを行い、値付日数をもとに、東証が個別に指定した銘柄については、東証市場の前日の最終値段等を当日の基準値段とします。なお、新規上場後、最初に迎える指定適用日(毎年4月と10月)においては、新規上場日から算定期間の終了の日までの間に6か月間を経過していない場合は、当該指定適用日では取扱いの見直しを行わず、引き続き、東証市場における前日最終値段等を基準値段として適用します。
- ・なお、本国市場における当日立会開始前の直近の値段等を円換算した値段が、 東証市場の当日の基準値段から大幅に乖離した場合は、本国市場における当 日立会開始前の直近の値段等を円換算した価格を東証市場の当日の基準値段 とするとともに、同日は終日成行呼値を禁止します。

[証券コード]

・4桁の証券コード。

〔取引通貨〕

円貨建で取引。

清算・決済

〔清算〕

・外国ETFと同様(清算システム上の証券種類等識別コードは「B3:外国投資信託受益証券」が付されます。)

	※内国ETFと外国ETFで清算方法は変わりません。清算システム上の証券種類等
	識別コードのみ異なります。
	〔決済〕
	・内国ETFと同様(受益証券発行信託の受益証券、株式等振替制度、DVP決済)
信用・貸借	・制度信用取引銘柄・貸借銘柄の指定対象
	※貸借銘柄の指定に当たっては、貸借取引を行うために十分な量の受益証券の借入が
	可能であることが必要となります。
その他	〔受託〕
	・内国株券同様(内国受益証券発行信託の受益証券)
	※外国証券取引口座の開設は不要。
	〔代用有価証券〕
	・信用取引・・・・・・・・・・・・・・・・・・100分の80(上限)
	・市場デリバティブ取引・・・・・・・・・・・・・・・100分の70(上限)
	・信認金、取引参加者保証金、発行日決済取引の売買証拠金・・・100分の70(上限)
	〔各種報告書〕
	・投資部門別売買動向報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	・上場株券受益証券東京証券取引所内取引高報告書・・・・・・「受益証券」として報告
	・モニタリング調査票及び事業報告書(※)・・・・・・・・・内国の「その他」の「そ
	の他」に含めて報告
	※両取扱いの詳細については、日本証券業協会までお問い合わせください。

(2) システム上の取扱い

システム上の取扱いは以下のとおりとなります。

売買	・売買立会はarrowhead、ToSTNeT取引はToSTNeTシステムで
	取扱い
相場報道システ	・FLEX full,FLEX Standard,FLEX light で取扱い
厶	〔銘柄基本情報及び銘柄リアル電文〕
	・銘柄区分0116(外国証券投資信託受益証券)を設定
	〔統計情報〕
	• 算出対象外
清算システム	・清算システム参加者標準端末(CMF端末)において、すべて「外国投資信託受益証
	券」(証券種類等識別コードB3)を設定

8-3. 証券保管振替機構(JASDEC)における取扱いと手続き

ETNJDRの上場につきましては、証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)でのお取扱いが前提となります。

ETNJDRは、信託法に規定する受益証券発行信託の受益権の一種であり、機構では、振替法における「振替受益権」¹⁴として、上場内国株式等と同様に「株式等振替制度」において取り扱われます¹⁵。

なお、株式等振替制度上、発行者として取り扱われるのは、当該受益証券の発行者、すなわち受益証券発行信託の「受託者」であり、ETNの発行者とは異なる点にご注意ください(以下、本項において、単に「発行者」といいます場合には、受益証券発行信託の「受託者」を指します。)。

株式等振替制度では、振替受益権に係る受益者等の権利の管理(発生、移転及び消滅)が、機構及び口座 管理機関等(証券会社等)に開設された口座において電子的に行われます。

(1) 振替受益権の機構取扱いに係る手続

機構での取扱いに際しては、発行者から機構に対し、機構取扱いに係る同意書の提出等、機構所定の手続が必要となります。詳しくは、機構ホームページ (URL: http://www.jasdec.com/) をご覧いただくか、又は、機構に直接お問い合わせください。

《機構に対する提出書類》

- ○同意書
- ○代表者の印鑑証明書
- ○受益証券発行信託に係る契約
- ○株式等振替制度参加に係る届出書
- ○その他機構が定める書類

(2) 振替受益権に係る発行者から機構への通知事項

振替受益権に関し、発行者が次に記載する事項について決定等を行った場合又は当該事項が発生した場合には、発行者から機構への通知が必要になります。

- ○振替受益権の発行を決定した場合(振替受益権の追加信託を行う場合を除く。)
- ○受託者の任務の終了事由(信託法第56条第1項各号に掲げる事由をいいます。)が発生した場合。
- ○新受託者の選任を決定した場合
- ○振替受益権の併合を決定した場合
- ○振替受益権の分割を決定した場合
- ○信託の併合を決定した場合
- ○吸収信託分割を決定した場合(交付する承継信託の受益権が振替受益権である場合に限ります。)
- ○新規信託分割を決定した場合(交付する新規信託分割後の新たな信託の受益権が振替受益権である場合 に限ります。)
- ○受益証券発行信託に係る契約の変更を決定した場合
- ○受益者集会の招集(受益者集会に準ずるものを含む。)をする場合
- ○受益者の権利を確定させるための日の設定を決定した場合
- ○機構に対する届出事項に変更が生じた場合

¹⁴ 振替法第 127 条の 2

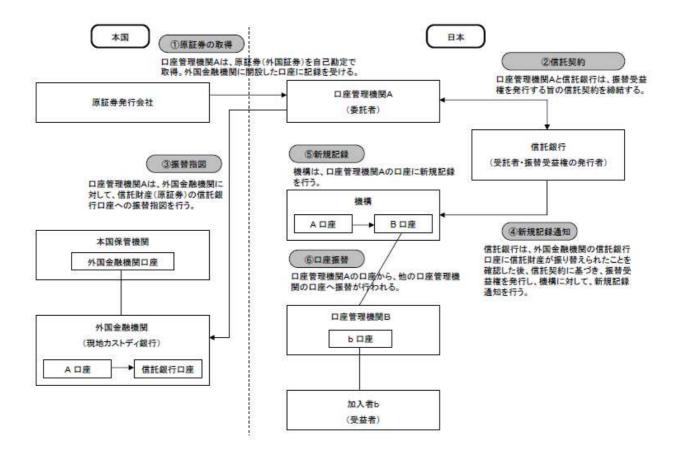
_

¹⁵ 当該ETN信託受益証券について、金融商品取引所に上場されていること又は金融商品取引所による上場承認が行われていることが、機構取扱いの要件となります。

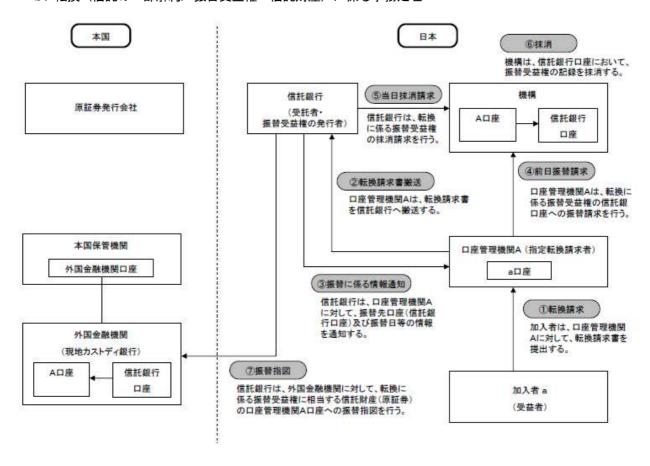
- ○金融商品取引所への上場廃止の原因となる事実が発生した場合
- ○振替受益権に係る権利及びその取扱いに関し重要な事項を決定した場合(上記を除く。)
- ○振替受益権に関する重要な事実が発生した場合(上記を除く。)
- ○その他機構が定める場合

(3) 振替受益権に係る主な事務処理

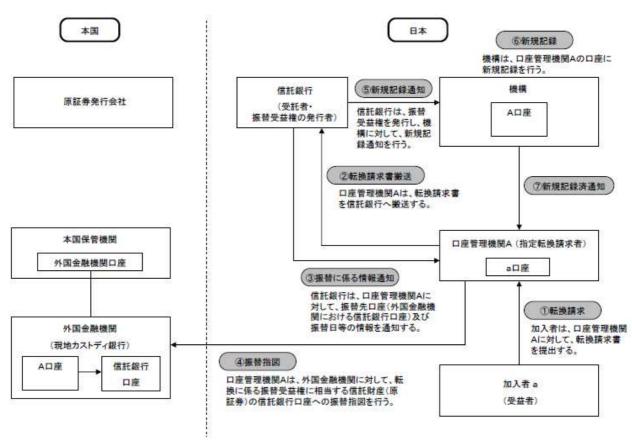
a. 新規発行に係る事務処理(新規記録)



b. 転換(信託の一部解約/振替受益権→信託財産)に係る事務処理



c. 転換(追加信託/信託財産→振替受益権)に係る事務処理



d. 振替受益権の分配金に係る事務処理

振替受益権の分配金に関する取扱いについては、株式等振替制度における振替株式の配当金に関する取扱 いに準じます。

東 京 証 券 取 引 所 E T N 上 場 の 手 引 き (第16版)

TSE ETN New Listing Guidebook ver.16

発行日第1版2011年8月23日第16版2024年4月1日

編 集 株式会社東京証券取引所 上場推進部

発行所株式会社東京証券取引所上場推進部〒103-8220東京都中央区日本橋兜町2-1電話(03)3666-0141(大代表)https://www.jpx.co.jp/

Copyright © 2024 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved. 本ガイドブックに関する著作権は、印刷物・電子ファイル その他の形態に関わらずすべて発行者である株式会社東京 証券取引所に帰属します。したがって、許可なくその全部 又は一部を複製・転載又は改変するなど、株式会社東京証券取引所の著作権を侵害する行為は、これを一切禁じます。